

論 文

利州路の商税務・税額

清木場

東

はじめに

本稿は北宋商業の変動と地域格差の研究における第一段階の基礎作業の一つである。すなわち4京23路中の利州路の商税額（住税+過税）・商税務及び商業活動の背景にある基礎データを考察し、その整理を行う。

『宋会要輯』・食貨15～17・商税雜錄（以下、輯稿または単に稿と略す）に、商税額・商税務の統計資料⁽¹⁾（以下、統計資料）が収録されている。その商税額を税額、商税務を税務又は単に務と呼ぶことにする。この統計は各京・州・府・軍・監などの各管区内の旧の税務名・税務数・税額と熙寧10年の税務名・税額とをセットで示している。京・府は多くなく、また直隸の監は極少ないので、以下では京・府・州・軍・監を州軍と略す。本研究では、統計資料を再録するに当たり、原文に誤字・脱字・衍字・落丁があるので、『宋会要輯稿補編』⁽²⁾（以下、補編または単に補）にみえる統計資料と比較して訂正し、あるいは補う。また統計資料にみえる州県鎮の呼称の誤りを、『元豐九域志』⁽³⁾（以下、九域志または単に志）・『太平寰宇記』⁽⁴⁾（以下、寰宇記または記）・『宋史』⁽⁵⁾ 地理志（以下、地理志または地）・『宋会要輯稿』⁽⁶⁾ 方域（以下、方域）・『元和郡縣圖志』⁽⁷⁾（以下、図志）・『資治通鑑』（以下、通鑑）・その他⁽⁸⁾にもとづき訂正する。

次に統計資料は記号表に示した4京・23路の税務・税額の資料である。本研究では、比較・表記・その他の便宜に供するため、京・路にも記号を付している。

例えば東京は A1、西京は A2 である。路に属する州軍は、例えば、広南東路の州務は、W1・W2・W3…、利州路の州務は、T1・T2・T3…で示される。また県務は R、鎮務は S、その他の税務は T である。このように記号を付けると、例えば、東京の県務は、A1R1・A1R2・A1R3…、鎮務 A1S1・A1S2・A1S3…、その他の税務は A1T1・A1T2・A1T3…で示すことができる。

京・路・府・州・軍・県・鎮・その他の税務の記号

1 東京 A1	8 京西北路 E	15 淮南西路 L	22 梓州路 S
2 西京 A2	9 河北東路 F	16 両浙路 M	23 利州路 T
3 北京 A3	10 河北西路 G	17 江南東路 N	24 蕤州路 U
4 南京 A4	11 永興軍路 H	18 江南西路 O	25 福建路 V
5 京東東路 B	12 泰鳳路 I	19 荆湖南路 P	26 広南東路 W
6 京東西路 C	13 河東路 J	20 荆湖北路 Q	27 広南西路 X
7 京西南路 D	14 淮南東路 K	21 成都府路 R	

州務は路の記号に番号を付す。例、F1・F2…
県務は R。番号を付す。例、R1・R2…
鎮務は S。番号を付す。例、S1・S2…
その他の税務=場は T。番号を付す。例、T1・T2…

次に先にふれたが統計資料は、各州軍の旧の税務名・税務合計数・州軍全体の商税額合計を示し、次に熙寧10年の州（在城と記す。府は在府、多くは在城）・県・鎮・その他の各税務別の税額を記す。前者を旧統計、後者を新統計、また前者の移録を旧務表、後者の移録を新務表、旧務表の税務を旧務、新務表の税務を新務、前者の商税額を旧額、後者の商税額を熙寧額または新額と呼ぶことにする。旧務表・新務表の総称を商税統計表としておきたい。また統計資料の原文の簡単な字の誤り、脱字、衍字などは旧務表・新務表の欄外に注記し、考察を要するものは本文で述べる。また統計資料の漢数字は算用数字に直し、新務表の錢の単位である貫はナカグロ〈・〉で示し、文は省略する。

なお新統計で鎮ではない税務でも、九域志で鎮とするものは、新務表では（鎮）と表記し、S として取り扱う。これは九域志が記す地方管区制度は元豊のもので

あり、熙寧10年から年代がわずかしか経っていない、熙寧10年ではいわば準鎮に成長していた小邑（地方の町）が元豊で鎮に格上げされたと考えられるからである。

次に統計資料の原文は、商税徵収機關を務又は場と記すが、務・場を省略する場合も少なくなく、統一されていない。本研究では商税徵収機關の総称を税務、あるいは単に務とし、寨・城・堡・草市・渡・津・その他に置かれた税務を場または務と呼ぶことにする。また州務と県務を合わせた呼称を州県務、鎮務と場を合わせた呼称を鎮場としておく。

次に詳細は別稿に譲るが、税額の差・変化は商業活動の成果である利潤の大小・変化におおまかには連動するので、税額の差・変化は商業活動の成果の格差・変動の指標となる。新旧税務表の後に示している税額表は、旧務表・新務表にもとづき、各州の州務（州庁が置かれた郭内の税務）及び外県務・鎮務・場ごとの税額合計、及び県鎮場の各平均を示している。州全体の諸税務の課額の合計を州計と呼ぶことにする。税額表には州・県・鎮・場の各合計額が州計に占める率、旧税額・旧務数とその平均、新旧税額の増額率 $((\text{新州計} - \text{旧州計}) \div \text{旧州計} \times 100)$ 、及び州県鎮場の諸対比を示している。これらの数値・対比は第二段階の比較研究に供される。

次に統計資料を通覧すると、税務名からわかるように州郭・県郭などの都市、鎮・草市・虚などの地方小都市、軍事基地である寨・堡・城などの人戸が多い軍事的な町、あるいは塩生産が行われた塩場、銀・銅・鉛・鉄などの生産機関である冶などがある集落もしくは町に置かれた。すなわち税務は人口が多く商品消費が行われる大小の都市・町・大集落に立地している。また交通運輸の要所である津・渡・橋などにも町もしくは集落が形成され、税務が置かれ、そこに入ってくる商品に住税、或いは通過する商品に過税が課税された。このように税務は在城=州城・県・鎮・その他に置かれているので、州務額は州城に持ち込まれる商品に對してのみの商税課額で、州城外の県・鎮・その他の都市・町・大集落の商品に

対しての商税を含まない。換言すれば、州務は州郭内のみの商業活動（商品の搬入・販売）に対する商税を徴収し、州郭外の商業活動に対する商税は徴収しない。同様に県務・鎮務もその税務が置かれた特定の県郭・鎮内のみの商税を徴収し、草市・津渡・その他の税務は、それらの町や大集落内の商税を徴収する。したがって一つの税務は一つの都市・町・大集落の存在を示している。即ち税務数は、商業活動が行われる空間の数を示しており、税務数が多ければ、商業活動の空間がそれだけ多く、税務数が減少すれば、それだけ商業活動が空間的に縮小したことを見出す。

商業活動の利潤＝成果の大小とは別に、商業活動の空間的広がりは、商業活動のもう一つの指標である。したがって税務数の多少・変化は商業活動の地域格差・変動の指標となる。税務表は、商業活動の空間的拡大・縮小の変動、及び商業活動の地域格差を把握するための税務データーを整理した表である。外県数・外県税務数・鎮場数・州県務数・廃務数・新設務数・移管税務数を示し、新旧置務率・新旧鎮場率・廃務率・新設率・実質増減・税務変動率・名目増減率を求めて示している。以下これらの用語について述べる。

旧務表・新務表で示されている在城は、州城内に所在する税務（単務または複数税務）を意味している。先に述べたように、これを州務と呼ぶことにする。次に各州軍の県は郭下県（州軍の庁舎が置かれる県）と外県（郭下県以外の州軍所轄の県）とに区別される。例は多くはないが、州務額とは別に郭下県の税額が立てられている。郭下県税務は州務と同じ城郭内の税務であるから、商業活動の空間という視点からみると、州務と郭下県務は一つに数えるべきである。即ち本研究は税務が置かれる商業活動の空間＝都市・町・大集落（区分は厳密にできない）などの数をとらえ、その地域格差と変動の比較研究及び地域格差と変動の要因研究を目的とするので、郭下県務は税務数に入れず、その税額は在城、すなわち州務税額に入れる。

次にすべての外県に税務は置かれていないので、外県に税務が置かれる率を県置務率（置務外県数÷外県数×100）、旧務表のそれを旧置務率、新務表のそれを新置務率と呼ぶことにする。また州軍全体の税務数は、州県務と鎮場の合計であるが、1州軍全体の税務数に占める鎮場の比率を鎮場率（鎮場÷全務×100）と呼び、旧務におけるそれを旧鎮場率、新務におけるそれを新鎮場率と呼ぶことにする。

次に地方行政の便宜をはかるため行政管区である州軍県鎮の廃止・新設、及びそれらの所属の改編が行われる。こうした行政管区の改編にともない税務も所属が改編される。しかし地方行政管区の置廃・改編=税務の置廃ではない。これは行政管区の置廃・改編の原理が行政の便宜であり、税務置廃の基本原理は商業活動の盛衰であるからである。他州への県鎮の割出や他州からの県鎮の割入にともない、税務の所属管区（州軍）が変わる。この行政管区が変わった税務を移管務と呼ぶことにする。

廢務は旧税務が廃止され、新務表に見えない税務である。しかし旧税務で新務表に見えない税務がすべて廢務ではない。割出にともなう他州への移管務も新務表には示されない。したがって廢務と移管務は区別しなければならない。逆に新務で旧務表に見えない税務は、新設務と他州からの移管務とが含まれている。廢務・新設務と移管務を区別してはじめて税務数=商業活動空間数の正確な変化をとらえることができる。新設務は旧額時代に税務が置かれていなかった県鎮寨堡や草市津渡などに、熙寧10年に新しく置かれた税務である。また郭下県の州治が別の県に移転すると、当然州務が移転先の県に置かれる。すでにその県に旧額時代から税務が置かれていた場合は、移転した州務は新設務には属さない。即ち商業活動はすでにその県において行われていたのであるから、州務の移転によって商業活動の空間的拡大がもたらされたことにはならないからである。

次に単に1州の税務の増減を知るには、旧務表の税務と新務表の税務との差を出せばよい。しかしこれには割出・割入にともなう移管務が含まれるので、商業

活動空間の実質的増減は得られない。そのため特定地区の税務増減（＝商業活動空間の拡大・縮小）の格差・変化をとらえる場合は、移管務を除かねばならない。

次に税務表の実質増減は移管務を除いた廃務と新設務との差である。廃務率は旧税務数に対する廃務数の比率（廃務÷旧務×100）である。新設率は旧税務数に対する新設務数の比率（新設÷旧務×100）である。これらの計算では移管務数は排除されている。

次に税務数の実質的な変化の幅は、税務の廃止と新設により生じ、その変化の幅は廃務数と新設務数の合計で表される。その合計を税務変動数と呼ぶことにする。税務表に示している税務変動率（（廃務+新設）÷旧務×100）は、旧務数に対する税務変動数の比率である。税務変動率は1州内の税務の実質的な変化の度合を知る指標である。この計算でも移管務は排除されている。

次に税務表に示している名目増減率（（新務-旧務）÷旧務×100。以下では率計算の×100を省略する）は、旧務数に対する新務数と旧務数との差の比率である。名目増減率は1州内の税務数の増減度合を知る比率である。この計算では移管務数が含まれる。なお税務表には、商業活動の背景となる郷鎮・その他の資料を第二段階の研究に供するため、次の地理表にもとづいて示している。

次に商業活動の背景を把握するために、九域志に記す元豊中の各州軍の格、主戸・客戸・主客戸合計、及び県格・州城からの県の方位と里程、郷・鎮・その他の公的機関（例、寨・堡・治・塩務・銀場・錢監・その他）、及び州土貢（以下、貢。朝廷への貢献品）と県ごとの河川を表にして示す。この表を地理表と呼ぶことにする。また同表の備考欄の最下欄には寰宇記に記す各州の土産（特産品）を付している。

次に九域志の各州軍の記載形式は、州の記述を首に置き、次に四至八到を記し、次に県数を示して、これに注記をつけている。その注記は、小文字で県の置廢、県の他州への割出・他州からの割入、鎮の県への昇格、県の鎮への降格、県治の

移転、その他の記録である。この注記を置廢と呼ぶことにする。この置廢と寰宇記の県記述、及び方域・地理志・広記・紀勝にもとづいて、太平興国中～熙寧10年（場合により太平興国前・熙寧後）の間の県変遷図を作図している。これを変遷図または単に図と呼ぶ。

次に旧額設定年代は、一般的に慶曆の初頃であるので、設定年代の参考資料がない場合の県変遷図の旧額設定欄は、この一般的年代により示している。なお稿末に利州路の税務・税額の一覧表を付した。

注

- (1) この統計の最初の研究は、加藤繁「宋代商税考」（『史林』19-4, 1934。『支那経済史考證』下巻所収）である。近年の詳細な考察は郭正忠「第三章 商税統計与城鎮等第」（『両宋城郷商品貨幣經濟考略』、経済管理出版社、1997。以下、郭正忠書、または単に郭書と略す）で行われている。また商税・商税統計に関する多くの中国の研究及び日本の研究（加藤繁・梅原郁論文）に関する論評がなされ、誤りも指摘されている。
内外の商税研究については、本研究の第二段階の商業活動の地域格差とその変動の研究において、必要に応じて参照し、また引用することにしたい。
- (2) 『宋会要輯稿補編』498～518頁及び671～673頁。
- (3) 『元豐九域志』（中国古代地理総志叢刊、中華書局）。
- (4) 『太平寰宇記』（文海出版）。同書の補闕は、寰宇記補、宋本（中華書局）は、宋版寰宇記又は宋版と略す。
- (5) 『宋史』卷85-90・地理1～6（校点本、中華書局）。
- (6) 『宋会要輯稿』方域5～7・州県昇降廢置。方域12・市鎮。
- (7) 『元和郡縣図志』（中国古代地理総志叢刊、中華書局。図志と略す）。
- (8) 『輿地紀勝』・『輿地廣記』（文海出版社）・『宋朝事実』。各紀勝、広記、事実と略す。
また『旧唐書』・『新唐書』の地理志は、各旧志・新志と略す。

1 興元府

(1) 商税統計表

興元府の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及城固・西県三務
①
歳 426,146 ·

①稿・補、周。志、固

新務表

熙寧十年

在	城	T1	54,967 · 600
城	固	R1	6,293 · 211
褒	城	R2	9,711 · 102
西	縣	R3	14,904 · 863
元	融 橋(鎮)	S1	1,565 · 413
②	計	5務	87,442 · 189

②稿・補、圓。志、元

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

T 1 興元府 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	54,967	同左	63	54,967	同左	①州 : 縿 : 鎮 : 場 = 35.1 : 19.7 : 1 : -
県 3	30,908	10,302	35	14,904	6,293	②州県 : 鎮場 = 54.8 : 1
鎮 1	1,565	同左	2	1,565	同左	③州 : 縍鎮場 = 1.6 : 1
場 0						④州 : 縍 = 1.7 : 1
計 5	87,440	17,488		計差	2貫	⑤縍 : 鎮場 = 19.7 : 1
州 縍 4	85,875	21,468	98	州	0.6	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場 1	1,565	同左	2	縍	1.1	⑦旧務 : 新務 = 3 : 5
縍鎮場 4	32,473	8,118	37	鎮	0.4	⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.2
						⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.1
						⑩増額率 = - 79%
						旧税426.146 旧務数3 旧税平均142,048

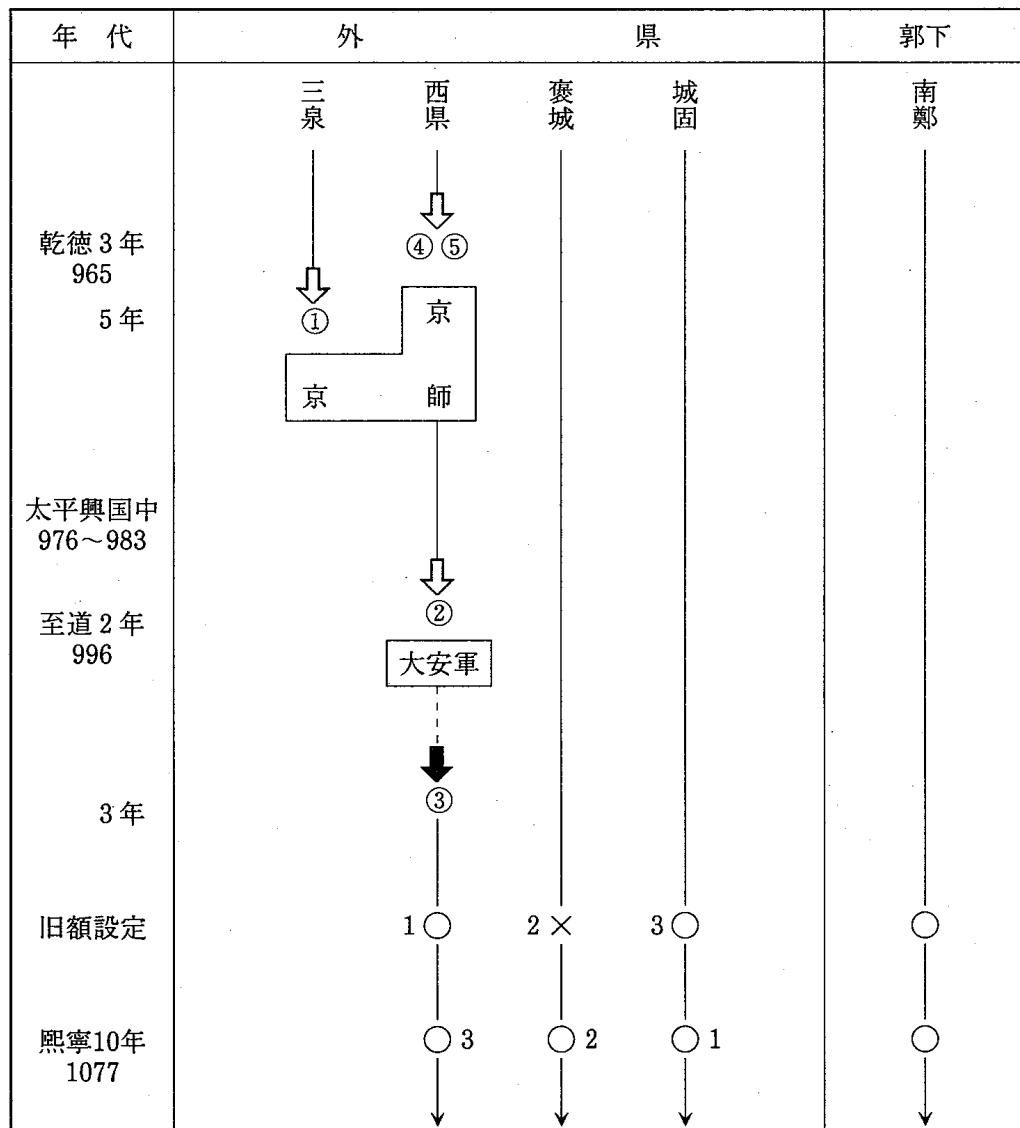
T 1 興元府 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮							
									鄉 鎮 比 率							
旧	66		0		0	66	66	66	州	39						
新	100		20						縣最高	66						
県 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	25						
旧	3	2	0	3	0	2	2	0	鄉	鎮						
新	3	3	1	4	郭下縣務				數	數						
旧務合計			3		旧		新		23	9						
新務合計			5		0		0		計	32						
備 考	機 関	茶場1, 錫冶1, 計2							置務数	0						
	年代	?							置務率	0						

T 1 興元府 格次府 地理表（主戸48,567 客戸9,161 計57,728 貢 膜脂、紅花）

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
次赤 南鄭	郭下	5	3	60	0	長柳・柏香・西橋鎮	漢水	1
次畿 城固	東 65	7	2	28		元融橋・弱溪鎮 茶場1 麻油埠茶場	黑水	1
次畿 褒城	西北 45	3	2	66		褒城・橋閣鎮	溪水	1
次畿 西県	西 100	8	2	25		仙流・鐸水鎮 治1 錫冶	洛水	1
計 4		23	9	39	2	土產 紅花, 燕脂, 夏蒜, 冬筍, 糟瓜, 藥物, 獄紙(宋版)	7種	0
茶 場	西北 1	0	0	0	0	熙寧八年置		0

T 1 興元府 縢変遷図



↓：存続、↓：割出、↓：割入、○×：税務の有無

①…⑤：本文中の資料番号、1・2・3：外県番号

(2) 税務

興元府の太平興国中の管県は、宋版寰宇記133に、「元領県六。今三。南鄭・城固・褒城」とみえ、郭下の南鄭県及び外県2である。九域志8・置廢に次の3条がみえる。

①乾徳五年。以三泉県直隸京師。

②至道二年。以西縣隸大安軍。

③三年。軍廢隸府。

①は三泉県が京師直隸県として割出されたことを記す（年代は図に示す。以下、同じ）。②は西県が大安軍に割出されたこと、③は同軍廢止にともない、西県が再び興元府に属したことを伝える。②の記述では、西県が至道二年前には興元府に属したとも受けとれる表現をとっているが、西県は同年前は直隸であった。このことは次の資料から明らかである。宋版寰宇記133・興元府・西県に次の1条がみえる。

④皇朝平蜀後。以此県當要衝。申奏公事直屬朝廷。

④は西県が後蜀平定にともない、要衝の地であったので、京師直隸とされたことを伝える。周知の如く、県直隸は、県が州に属さず、問題（公事）が生じると京師即ち朝廷に直接上奏し、朝廷は州を通さず県に勅命を下す制度である。なお④は西県の京師直隸の年を記さないが、紀勝183・興元府・西県の注に、

⑤国朝会要云。乾徳三年。以県直隸京師。

とみえ、乾徳3年であったことを伝える。以上の記述を県変遷図に示す。

次に図によれば、旧外県・新外県は同じで、西県⁽¹⁾・褒城・城固など3県である。旧務表に西県・城固がみえ、旧置務率（2÷3）は、66%になる。新務表に3新外県がすべてみえ、新置務率は100%である。次に旧3務は、在城1=州務及び2県務で構成され、鎮場は含まれないので、旧鎮場率は0%である。新5務は州県務4・鎮場1であり、新鎮場率（1÷5）は、20%になる。

次に旧3務は、新務表にすべてみられるので、廢務はなく、廢務率は0%である。新5務のうち、旧務表にみえないのは、褒城・元融橋の2務である。図をみると、旧額設定以後に、他州軍から割入は行われていないので、それらの両務は新設務である。新設率（2÷3）は、66%になる。なお移管務はない。

廢務0・新務2・移管0であり、実質増減は2務増になる。また税務変動率（(0+2)÷3）は66%で、名目増減率（(5-3)÷3）は66%増になる。

次に地理表の興元府の郷23, 鎮9であり, 府の郷鎮比率 ($9 \div 23$) は, 39% になる。各県の郷鎮比率をみると, 最高66%, 最低25% である。次に4県中の郷最多は8郷, 最少3郷であり, 平均は5.7郷になる。鎮の最多は3鎮, 最少2鎮であり, 平均は2.2鎮になる。全9鎮であるが, 元融橋鎮のみが新務表にみえ, 鎮置務率 ($1 \div 9$) は, 11% になる。なお地理表に茶場1, 治1がみえるが, 新務表にはみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

(1) 西県については, T11 三泉県の本文を参照。

2 利州

(1) 商税統計表

利州の旧務表・新務表は次の如くである。

旧務表

旧。在城及葭萌・昭化県三務

歳 134,563 ·

新務表

熙寧十年

在	城	T2	43,051 · 702
葭	萌	R1	1,531 · 831
嘉	川	R2	1,906 · 269
^① 昭	^② 化	R3	2,450 · 357
計		4務	48,940 · 159

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

T 2 利州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	43,051	同左	88	43,051	同左
県 3	5,887	1,962	12	2,450	1,531
鎮 0					
場 0					
計 4	48,938	12,234		計差 2貫	
州 県 鎮 場 県鎮場				州 0.7 1.4 縣	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 7.3 : 1 : - : - ②州 県 : 鎮 場 = - : - ③州 : 県 鎮 場 = - : - ④州 : 県 = 7.3 : 1 ⑤県 : 鎮 場 = - : - ⑥鎮 : 場 = - : - ⑦旧務 : 新務 = 3 : 4 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.3 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.2 ⑩増額率 = - 63 %
					旧税134,563 旧務数3 旧税平均44,854

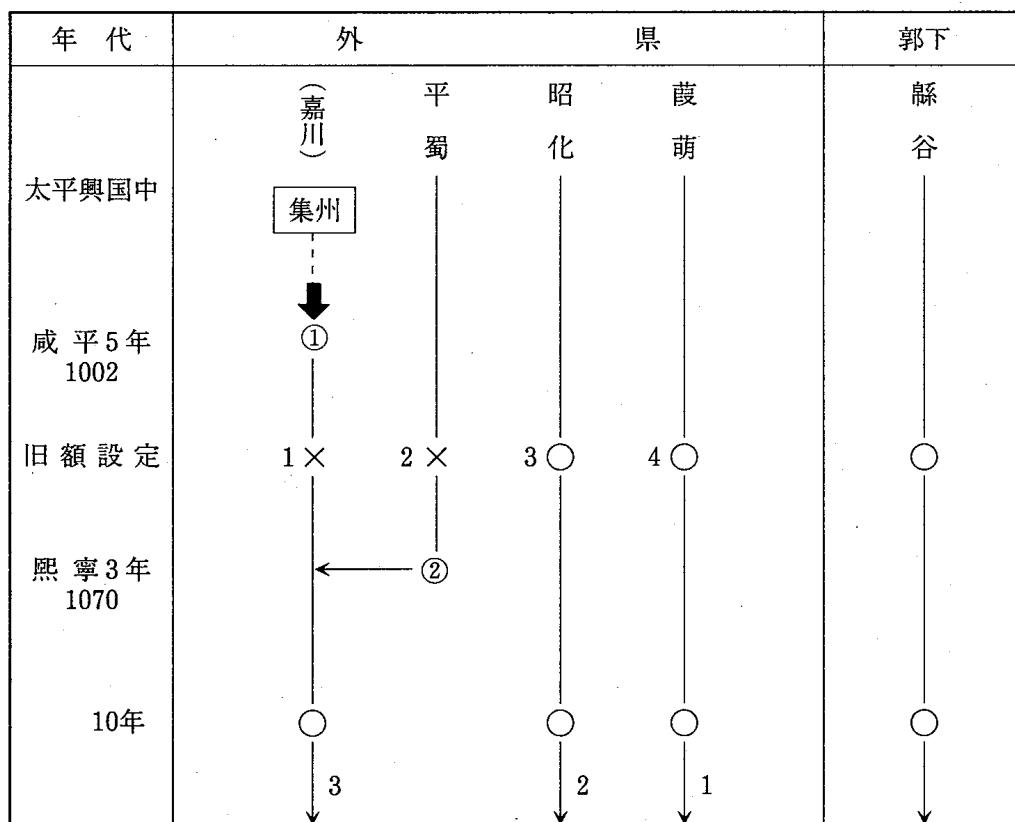
T 2 利州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		鎮 置 務 率						
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率	州	23													
旧	50	0	0	0	0	33	33	33	州	23	0						
新									縣最高	150							
									縣最低	9							
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	鄉 數	鎮 數	置 務 鎮 數						
旧	4	2	0	3	0	1	1	0	39	9	0						
新	3	3	0	4	郭 下 縿 務				計	48							
	旧務合計		3		旧		新		鄉	鎮	最少						
	新務合計		4		0		0		2	1	最多						
									22	3	平均						
備 考	機 関	ナシ							置務数	0	0						
	年代	?							置務率	0							

T 2 利州 格都督府 地理表 (主戸5,535 客戸16,644 計22,179 貢 金, 鋼鐵)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 4
中 縣谷	郭下	22	2	9	0	朝天・嘉川鎮	潛水, 縣谷	2
中 萎萌	南 85	9	3	33	0	永長・永安・永興鎮	嘉陵水	1
中下 嘉川	東 110	6	1	16	0	地攤鎮	宋江	1
下 昭化	南 33	2	3	150	0	昭化・望喜・白水鎮		0
計 4		39	9	23	0	土産 柑子, 蠟燭, 附子, 枇杷, 鱗子, 天雄, 烏頭, 黄連, 純(宋版)	9種	

T 2 利州 県変遷図



(2) 稅務

利州の太平興國中の管県は、宋版寰宇記135に、「元領県六。今四。綿谷・萎萌・平蜀・昭化」とみえ、郭下の綿谷県及び外県3である。九域志8・置廢に、次の2条がみえる。

①咸平[○]五年。以集州嘉川県隸州。（紀勝184、四年）

②熙寧三年。省平蜀県入嘉川。

①は集州嘉川県の利州への割入、②は平蜀県の嘉川県への併入を伝える。以上の記述を県変遷図に示す。

次に図によると、利州の旧外県は、嘉川・平蜀・昭化・葭萌など4県であり、新外県はそれらのうち平蜀を除く3県である。旧務表に、葭萌・昭化両県がみえ、旧置務率（ $2 \div 4$ ）は、50%になる。新務表に3新外県がみえ、新置務率は100%である。次に旧3務は、すべて州県務で、鎮場が含まれず、旧鎮場率は0%である。新4務も州県務のみであり、新鎮場率は0%である。

次に旧3務は、すべて新務表にみえ、廢務はなく、廢務率は0%である。新4務のうち、嘉川県は旧務表にみえない。図によれば、旧額設定後に、他州軍からの割入は行われていないので、嘉川県務は新設務である。新設率（ $1 \div 3$ ）は、33%になる。なお移管務はない。

廢務0・新設1・移管0であり、実質増減は1務増になる。また税務変動率 $((0+1) \div 3)$ は33%で、名目増減率 $((4-3) \div 3)$ は33%増になる。

次に地理表の利州の郷39、鎮9であり、州の郷鎮比率（ $9 \div 39$ ）は、23%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高150%，最低9%である。次に4県中の郷最多は22郷、最少は2郷であり、平均は9.7郷になる。鎮の最多は3鎮、最少は1鎮であり、平均は2.2鎮になる。全9鎮であるが、新務表にみえず、鎮置務は0%である。なお地理表には他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

3 洋州

(1) 商税統計表

洋州の旧務表・新務表は次の如くである。

旧務表

旧。在城及壱水・西郷・平定・子午・鶏雄・遊仙・少府八務
①
歳 75,022 ·

新務表

熙寧十年

在	城	T3	22,262 · 316
西	郷	R1	1,398 · 988
鶏	雄	T1	51 · 874
牛	羊	T2	3,111 · 464
計	4務		
	26,824 · 642		

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

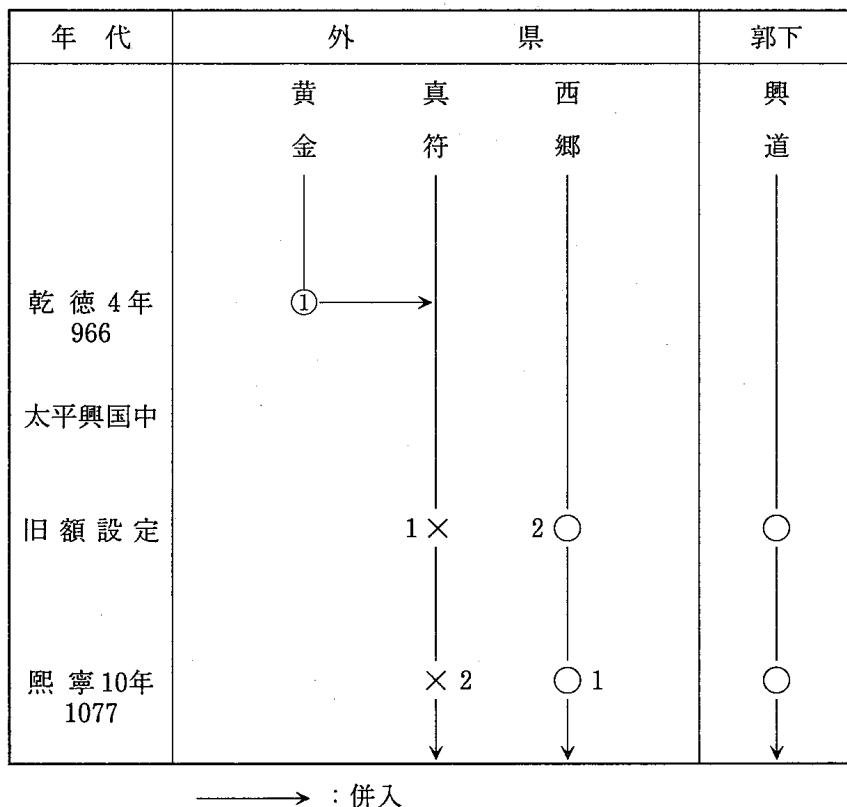
T 3 洋州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	22,262	同左	22,262	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 7.0 : 0.4 : - : 1
県 1	1,398	同左	1,398	同左	②州県 : 鎮場 = 7.4 : 1
鎮 0					③州 : 県鎮場 = 4.8 : 1
場 2	3,162		3,111	51	④州 : 県 = 15.9 : 1
計 4	26,822	6,705	計差	2貫	⑤県 : 鎮場 = 0.4 : 1
州 県 2	23,660	11,830	州	0.3	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場 2	1,398	同左	県	0.9	⑦旧務 : 新務 = 8 : 4
県鎮場 3	4,560	1,520	場	1.3	⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.3
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.7
					⑩増額率 = - 64 %
					旧税 75,022 旧務数 8 旧税平均 9,377

T 3 洋州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮 率					
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率												
旧	50		75		62	12	75	-50	州	2				
新	50		50						縣最高	4				
	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數					縣最低	0				
旧	2	1	6	2	5	1	-4	0	鄉	鎮				
新	2	1	2	2	郭 下 縣 務				數	數				
旧 務 合 計			8		旧	新			47	1				
新 務 合 計			4		0	0			計	48				
									鄉	鎮				
									11	0				
									21	1				
									15.6	0.3				
									置務數					
									—					
									置務率					
									—					

T 3 洋州 県変遷図



(2) 税 務

洋州の太平興國中の管県は、宋版寰宇記138に、「元領県五。今三。興道・西郷・真符」とみえ、郭下の興道県及び外県2である。九域志8・置廢に、次の1条がみえる。

①乾徳四年。省黄金県入真符。

①は黄金県の真符県への併入を記す。以上の記述を県変遷図に示す。なお地理表及び新務表をみると黄金はみえないので、元豊中までに、都市ではなくなつたことがわかる。

図によれば、旧外県と新外県は同じで、真符・西郷の両県である。旧務表に西郷務がえるので、旧置務率（ $1 \div 2$ ）は、50%になる。新務表にも西郷県のみがみえ、新置務率（ $1 \div 2$ ）も50%である。次に旧8務は、州県務2・鎮場6であ

り、旧鎮場率（ $6 \div 8$ ）は、75%になる。新4務は、州県務2・鎮場2であり、新鎮場率（ $2 \div 4$ ）は、50%になる。

次に旧8務のうち新務表にみえないのは、壻水・平定・子午・遊仙・少府など5務である。図によれば、旧額設定より後に、他州軍への割出は行われていない。したがってそれら5務は廃された。廃務率（ $5 \div 8$ ）は、62%になる。新4務のうち旧務表にみえないのは、牛羊場である。図によると旧額設定後に他州軍からの割入は行われていない。したがって牛羊場は新設された税務である。新設率（ $1 \div 8$ ）は、12%になる。なお移管務はない。

廃務5・新設1・移管0であり、実質増減は4務減になる。また税務変動率（ $((5+1) \div 8)$ ）は75%で、名目増減率（ $((4-8) \div 8)$ ）は50%減になる。

次に地理表の洋州の郷47、鎮1であり、州の郷鎮比率（ $1 \div 47$ ）は、2%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高4%，最低0%である。次に3県中の郷最多は21郷、最少11郷で、平均は15.6郷になる。鎮の最多は1鎮、無鎮の県2であり、平均は0.3鎮になる。全1鎮であるが新務表にはみえず、鎮置務率は0%になる。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

4 閩州

(1) 商税統計表

閩州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

150,165

新務表

熙寧十年

在	城	T4	25,741 · 512	
南	部	R1	23 · 080	
新	井	R2	149 · 611	
蒼	溪	R3	128 · 811	①稿、※。補、倉。志、蒼
①	西	R4	50 · 964	
新	政	R5	72 · 039	
奉	国	R6	66 · 251	②補、7
計	7務		26,232 · 268	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

T 4 閩州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	25,714	同左	98	25,814	同左
県 6	488	81 2	149	50	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 52.6 : 1 : - : - ②州県 : 鎮場 = - : -
鎮 0					③州 : 県鎮場 = - : -
場 0					④州 : 県 = 52.6 : 1 ⑤県 : 鎮場 = - : - ⑥鎮 : 場 = - : -
計 7	26,229	3,747	計差	3貫	⑦旧務 : 新務 = 1 : 7 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.1 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.02 ⑩増額率 = - 82 %
州 県			州	0.5	旧税150,165 旧務数1 旧税平均150,165
鎮 場			県	2.7	
県鎮場					

T 4 閩州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率												
旧	0		0		0	600	600	600	州	65				
新	100		0						縣最高	200				
県 鎮 ・ 税 務	外 県 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	15				
旧	8	0	0	1	0	6	6	0	鄉	鎮				
新	6	6	0	7	郭下縣務				數	數				
旧務合計			1		旧	新			41	27				
新務合計			7		0	0			計	68				
備 考	機 関	ナシ							鄉	鎮				
	年代	?							2	2				
									13	6				
									5.8	3.8				
										平均				

T 4 閩州 格上 地理表（主戸36,536 客戸17,701 計54,237 貢 蓮綾）

格 県	距 離	鄉	鎮	%	その他の	備 考	水 系	計	8
望 閩中	郭下	8	4	50	0	東郭・南津・西津・北津鎮	嘉陵江		1
緊 蒼溪	北	40	6	2	33	0	牟池・青山鎮	東江, 蒼溪	2
緊 南部	南	71	5	3	60	0	富安・泉會・南坪鎮	嘉陵江	1
緊 新井	西南	75	13	2	15	0	王井・封山鎮	西水	1
中 奉国	東北	70	2	4	200	0	重錦・龍泉・龍山・岐平鎮	奉国水	1
中 新政	東南	135	3	6	200	0	長利・利溪・安溪・普安 重山・龍延鎮	嘉陵江	1
中下 西水	西	120	4	6	150	0	晉安・木奴・玉山・花林 永安・金仙鎮	西水	1
計	7	41	27	65	0	土產	療布, 當歸, 重蓮綾, 絹	4種	

T 4 閩州 縿変遷図

年 代	外 縍								郭下
	南 部	岐 坪	奉 國	西 水	晋 安	新 政	蒼 溪	新 井	
太平興國中									
旧額設定	1×	2×	3×	4×	5×	6×	7×	8×	
熙寧 3年 1070		①→		←①					
10年	○ 6		○ 5	○ 4		○ 3	○ 2	○ 1	
	↓		↓	↓		↓	↓	↓	↓

(2) 稅務

閩州の太平興國中の管県は、寰宇記86に、「領県九。閩中・新井・晉安・新政・蒼溪・西水・奉國・南部・岐坪」とみえ、郭下の閩中県及び外県8である。九域志8・置廢に、次の1条がみえる。

①熙寧三年。省岐平県爲鎮入奉國。晉安県爲鎮入西水。(紀勝185・方或7-7,
五年。地理志5, 四年)

①は岐平(坪)・晉安の両県を鎮に降格し、各奉国・西水の両県に併入したことを伝える。以上の記述を縍変遷図にまとめた。

図によると、旧外県は南部・岐坪・奉国・西水・晋安・新政・蒼溪・新井など8県である。新外県はそれら8県のうち、岐坪・晋安両県を除いた6県である。旧務表には在城務のみがみえるので、旧置務率は0%である。新務表には6新外県がみえ、新置務率は100%になる。旧務表・新務表には、鎮場は含まれないので、新旧の鎮場率は0%である。

次に旧1務の在城務は、新務表にみえるので、廢務はなく、廢務率は0%である。新7務のうち6新外県務は、旧務表にみえず、また他州軍から割入された県はない。したがって6外県務は新設務であり、新設率（6÷1）は、600%になる。なお移管務はない。

廢務0・新設6・移管0であり、実質増減率は6務増になる。また税務変動率 $((0+6) \div 1)$ は600%で、名目増減率 $((7-1) \div 1)$ は600%増になる。

次に地理表の閩州の郷41、鎮27であり、州の郷鎮比率 $(27 \div 41)$ は、65%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高200%，最低15%である。次に7県中の郷最多は13郷、最少2郷であり、平均は5.8郷になる。鎮最多は6鎮、最少2鎮であり、平均は3.8鎮になる。全27鎮で、多鎮の州であるが、税務表には1鎮も徵されず、鎮置務率は0%である。なお地理表には他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

5 剣州

(1) 商税統計表

剣州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及梓潼・武連・劍門・ <u>陰平</u> ・ <u>普成</u> ・臨津七務	①稿、※。②稿・補、城。志、成
歳	106,204 ·

新務表

熙寧十年

在	城	T5	18,594 · 500
梓	潼	R1	18,514 · 512
陰	平	R2	4,743 · 533
武	連	R3	1,306 · 060

普成県	R4	1,746・188	③稿・補、城。志、成
普安県	R5	192・685	
剣門務(県)	R6	7,948・752	
計	7務	53,046・230	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に剣門務は、地理表に剣門鎮がみえないので、剣門県税務と考えてよいであろう。分類は R として論を進める。また留意しておきたいのは、郭下県の普安県が新務表にみえることである。本研究では、商業活動の場である都市数を問題にするので、郭下県務は税務としては計算しない。またその税額は在城務の税額に加える。

T 5 剣州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	18,786	同左	35	18,786 同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 0.5 : 1 : - : -
県 5	34,257	6,851	65	18,514 1,306	②州県 : 鎮場 = - : -
鎮 0					③州 : 県鎮場 = - : -
場 0					④州 : 県 = 0.5 : 1
計 6	53,043	8,840		計差 3貫	⑤県 : 鎮場 = - : -
州 總				州 1.1	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場				県 2.0	⑦旧務 : 新務 = 7 : 6
県鎮場					⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.4
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.5
					⑩増額率 = - 50%
					旧税 106,204 旧務数 7 旧税平均 15,172

1 郭下の普安務は税務数に入れず、また税額は在城 (=州) の税額に加えている。

州の 18,786 = 在城 + 普安県 (18,594 + 192)

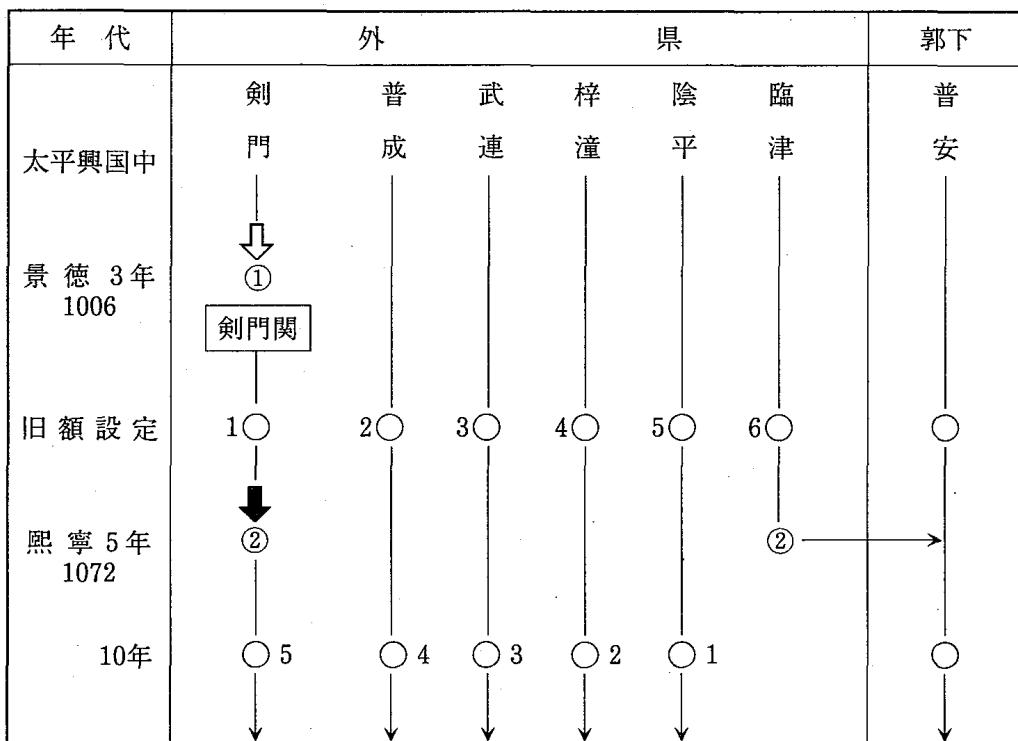
T 5 剣州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		鎮 置 務 率				
									鄉 鎮 比 率						
旧	100		0		14	0	14	-14	州	32	0				
新	100		0						県最高	100					
									県最低	5					
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	鄉	鎮	置 務 鎮 數				
旧	6	6	0	7	1	0	-1	0	53	17	0				
新	5	5	0	6	郭下縣務				計	70					
旧務合計			7		旧	新		鄉	鎮	最少					
新務合計			6		0	0		4	1	最多	平均				
								20	5	8.8					
備 考	機 關	寨6							置務數	—	—				
	年代	?							置務率	—					

T 5 剑州 格上 地理表 (主戸20,659 客戸7,586 計28,245 貢 巴戟)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他の	備 考	水 系	計	6
中下 普安	郭下	9	2	22	0	臨津・永安鎮	大劍水		1
上 梓潼	南 160	4	4	100	0	亮山・稷連・龍池・上亭鎮	梓潼江		1
中 隕平	西北 160	7	3	42	0	全門・百頃・長平鎮	岐江		1
中 武連	西 85	5	2	40	0	柳池・長江鎮	小潼水		1
中下 普成	南 142	8	5	62	0	豊饒・馬顛・長興・茆城・香城鎮	柘溪		1
中下 剣門	東北 55	20	1	5	寨6	豊盛鎮 小劍・白縣・砲砍・糧谷・龍聚・托溪寨	劍門峽		1
計 6		53	17	32	6	土産	薹鞋, 紗, 絲布, 蘇蓆, 巴戟, 蠲紙	6種	

T 5 剣州 県変遷図



(2) 税務

剣州の太平興國中の管県は、寰宇記84に、「元領県七。普安・武連・陰平・剣門・梓潼・臨津・普成」とみえ、郭下の普安県及び外県6である。九域志8・置廢に、次の条がみえる。

①景德三年。以剣門県隸剣門關。(方域 7-7, 二年)

②熙寧五年。省臨津県爲鎮入普安。以剣門県復隸州。

①は剣門県を剣門關に割出したことを伝える。②はこの剣門県を再び剣州に属させたこと、及び臨津県を鎮に降格させ、普安県に併入したことを伝える。剣門關は剣州に隸した關であり、同下州の軍とは相違する。このため商税統資料でも剣門税務は剣州旧務表に表記されている。したがって剣門県は剣門關に隸したが、剣州の外県と同等である。よって外県として取扱うことにする。以上のことを県変遷図に示す。

図によれば、剣州の旧外県は、剣門・普成・武連・梓潼・陰平・臨津など6県

である。新外県はそれら6県のうち、臨津を除く5県である。旧務表、新務表にそれら全外県がみえるので、新旧の県置務率は100%である。次に旧7務・新6務は、州県務であり、鎮場を含まず、新旧の鎮場率は100%である。

次に旧7務のうち新務表にみえないのは、臨津務である。図によれば、他州軍への割出は行われていないので、同務は廢務であり、廢務率 $(1 \div 7)$ は、14%になる。新7務のうち旧務表にみえないのは普安務であるが、郭下県務であるので税務としてあつかわない。したがって新務6であり、新設0となり、新設率は0%である。なお移管務はない。

廢務1・新設0・移管0であり、実質増減は1務減になる。税務変動率 $((1 + 0) \div 7)$ は14%で、名目増減率 $((6 - 7) \div 7)$ は14%減になる。

次に地理表の劍州の郷53、鎮17であり、州の郷鎮比率 $(17 \div 53)$ は、32%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高100%，最低5%である。次に6県中の郷最多は20郷、最少4郷であり、平均は8.8郷になる。鎮の最多は5鎮、最少1鎮で、平均は2.8鎮である。全17鎮であるが、新務表に徵されず、鎮置務率は0%である。なお地理表に寨6がみえるが、新務表にはみえない。以上の記述を税務表に示す。

6 巴州

(1) 商税統計表

巴州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及七盤・恩陽・曾口・其章五務
 ① ②
 歳

①稿、※
 ②稿、※。補、章。志、章

37,104・

新務表

熙寧十年

在	城	T6	5,561・945	
恩	陽	縣	R1	167・848
曾	口	縣	R2	296・837
通	江	縣	R3	4,878・489
難	江	縣	R4	<u>3,900・103</u> ③稿，貫の字欠。本文参照
清	化	鎮	S1	^③ 171・523 ④補，二
計		6務	<u>14,976・745</u> ⑤本文参照 ⑤	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめた。次に⑤について述べる。輯稿・補編の原文は以下の如くである。

難江縣三千九百一百三文（輯稿）

難江縣三千九貫一百三文（補編）

両書の文字は鮮明であり、判読は困難ではない。輯稿の百の字を生かせば、貫の字の脱字としなくてはならない。百と貫の字形は似ていないので、貫を百に誤ったと考えることは困難である。音も貫と百とでは明確に相違する。以下では、輯稿は「貫」の字の脱字として論を進める。補編は原文の百を貫の誤りと判断して採録したと思われる。なお郭正忠書では、巴州の錢額を「14085・745」（輯稿）、「14085・744」（補編）としている。この数値は補編の⑤「3009・103」を用いて計算したものである。この数値は輯稿が「三千九百一百三文」としていることを見逃し、補編と輯稿とが同じ記述としたことによる数値である。なお⁵と⁴の違いは、新務表の④に示した輯稿と補編の「三」と「二」の違いによるものである。

T 6 巴州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	5,561	同左	37	5,561	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 32.5 : 54.0 : 1 : - ②州 県 : 鎮 場 = 86.5 : 1 ③州 : 県 鎮 場 = 0.5 : 1 ④州 : 県 = 0.5 : 1 ⑤県 : 鎮 場 = 54.0 : 1 ⑥鎮 : 場 = - : - ⑦旧務 : 新務 = 5 : 6 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.4 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.3 ⑩増額率 = - 59%
県 4	9,241	2,310	62	4,878	
鎮 1	171	同左	1	171	
場 0					
計 6	14,973	2,495		計差 3貫	
州 県 5	14,802	2,960		州 0.9	
鎮 場 1	171	同左		県 2.2	
県鎮場 5	9,412	1,882		鎮 0.5	
					旧税 37,104 旧務数 5 旧税平均 7,420

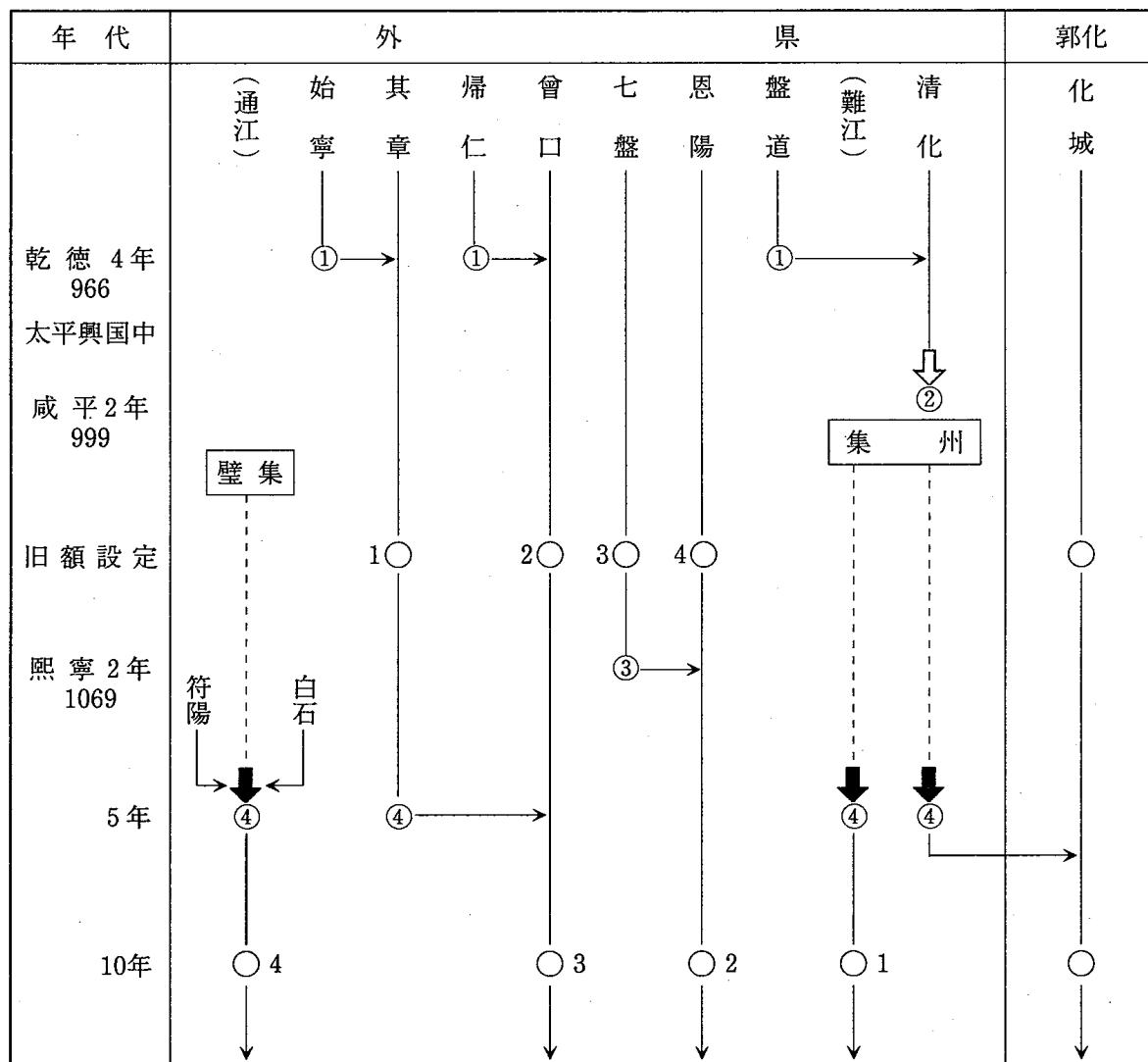
T 6 巴州 税務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅務變動率	名目增減率	鄉 鎮							
	鄉	鎮	鄉	鎮					鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率						
旧	100		0		40	0	40	20	州 34	6						
新	100		16						縣最高 100							
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 数	置 務 縣 数	鎮 場	州 總 務 数	廢 務 数	新 設 数	實 質 增 減	移 管 務 数	縣最低 12							
旧	4	4	0	5	2	0	-2	3	44 15	1						
新	4	4	1	5	郭 下 總 務				計 59							
旧 務 合 計			5		旧		新		鄉 5 鎮 1	最少						
新 務 合 計			6		0		0		16 5	最多						
備 考	機 閥	ナシ							置 務 数 8.8	-						
	年 代	?							置 務 率 3.0	-						

T 6 巴州 格中 地理表 (主戸8,605 客戸23,261 計31,866 貢 縣紹)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他の	備 考	水 系	計 6
中下 化城	郭下	9	4	44	0	萬春・永城・清化・盤道鎮	巴江	1
上 難江	北 160	7	1	14	0	塗輪鎮	難江	1
中下 恩陽	西南 30	7	3	42	0	七盤・嘉福・萬善鎮	清水	1
下 曾口	東南 30	5	5	100	0	其章・定宝・運山・葺山・新興鎮	北水, 曾口谷	2
下 通江	東160	16	2	12	0	廣納・消溪鎮	諾水	1
計 5		44	15	34	0	土産 紬, 綿, 白薬, 巴戟天, 茶		5種

T 6 巴州 總變遷図



(2) 税 務

巴州の太平興国中の管県は、寰宇記139に、「元領県九。今六。化城・恩陽・曾口・其章・清化・七盤」とみえ、郭化の化城県及び外県5である。九域志8・置廢に、次の4条がみえる。

- ①乾徳四年。省盤道県入清化。歸仁県入曾口。始寧県入其章。
- ②咸平二年。以清化県隸集州。（事実、五年）
- ③熙寧二年。省七盤県爲鎮入恩陽。（事実19・地理志5、三年。広記32、二年）
- ④五年。省其章県爲鎮入曾口。廢集州。以難江県隸州。仍省清化県爲鎮入化城。
又廢璧州。省白石・符陽二県入通江県隸州。（事実19、広納鎮）

①は盤道・帰仁・始寧3県を廢して、各清化・曾口・其章3県に併入したことを見す⁽¹⁾。それらの廢県中の盤道のみが、地理表の化城県に鎮としてみえ、帰仁・始寧は元豊中までに都市ではなくなつたと思われ、新務表・地理表に徵されない。なお清化県に併入された盤道が、化城県にみえるのは、④でわかるように清化が後に化城に併入されたためである。

②は清化県を集州に割出し、③は七盤県を鎮に降格して恩陽県に併入したことを伝える。④は其章県を鎮に降格して曾口県に併入したこと、集州の廢止とともに、その属県であった難江県を巴州に割りし⁽²⁾、清化県は鎮に降格して郭下の化城県に併入させたことを記す。其章鎮・清化鎮は地理表にみえ、鎮として元豊中まで存続した。

また④によれば熙寧5年に璧州の廢止にともない、白石・符陽の両県を廢して、集州郭下であった通江県⁽³⁾に併入し、この通江県を巴州に割りした⁽⁴⁾。白石・符陽は地理表・新務表にみえず、元豊中までに都市ではなくなつた。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば旧外県は、其章・曾口・七盤・恩陽など4県であるが、いずれも旧務表にみえ、旧置務率は100%である。新外県は難江・恩陽・曾口・通江などの

4県であり、いずれも新務表にみえるので、新置務率も100%になる。次に旧5務は、いずれも州県務のみで鎮場を含まず、旧鎮場率は0%である。新6務は、州県務5、鎮場1であり、新鎮場率(1÷6)は、16%になる。

次に旧5務のうち、新務表にみえないのは七盤・其章の2務である。図によれば、旧額設定後に他州軍への割出は行われていないので、両県務は廃され、廢務率(2÷5)は、40%になる。新6務のうち、旧務表にみえないのは、通江・難江・清化など3務である。図によれば、旧額設定後に、通江が璧州から、難江と清化が集州から割入されている。したがってそれら3県は移管務である。なお新設はなく、新設率は0%である。

廢務2・新設0・移管3であり、実質増減は2務減になる。また税務変動率 $((2+0) \div 5)$ は40%で、名目増減率 $((6-5) \div 5)$ は20%増になる。

次に地理表の巴州の郷44、鎮15であり、州の郷鎮比率 $(15 \div 44)$ は、34%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高100%，最低12%である。次に5県中の郷最多は16郷、最少5郷で、平均は8.8郷になる。鎮の最多は5鎮、最少1鎮であり、平均は3.0鎮になる。全15鎮であるが、清化鎮のみが新務表にみえ、鎮置務率 $(1 \div 15)$ は、6%になる。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 紀勝187・巴州・曾口県に、「國朝會要。乾徳四年。省歸仁県。熙寧四年。廢始寧県隸奇章県。五年省奇章県入焉」とみえる。この文のうち、始寧県の其(奇)章への併入を熙寧4年とする記述は、本文の①の九域志と相違する。方域7-8は、この併入を九域志と同じく乾徳4年とするので、これに従う。
- (2) 紀勝187・巴州・難江県に、「熙寧五年。集州廢。諸県併入難江來屬」とみえ、集州廢止にともない、その外県を難江県に併入し、難江県を巴州に割入したことを伝える。後掲T12集州県変遷図では、熙寧5年の時点での外県は清化のみである。
- (3) 方域7-8に、「通江県。天聖元年。改諾水。復舊とあり、通江は天聖元年に一時的に諾水と改称した。広記32・通江県によれば、諾水は魏・唐の古名である。
- (4) 紀勝187・巴州・通江県に、「國朝會要云。熙寧五年。(璧)州廢來屬。又省廣汭

鎮・白石県・符陽県入焉」とみえ、白石・符陽両県及び広沢鎮が通江県に併入されたことを伝える。広沢鎮は地理表にみえ、元豊中も鎮として存続した。広沢鎮併入は広記32・巴州通江県の条にもみえる。

7 文州

(1) 商税統計表

文州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

① 旧。在城及水口・扶州・安昌・貳施・曲水六務 歳	② 26,598.	①稿、※。②稿、※
------------------------------	-----------	-----------

新務表

熙寧十年

在 城	T7	8,634・673
保 安 務	T1	6,134・359
扶 州 務(鎮)	S1	32・935
曲 水 塩 稅	T2	307・600
計	4 務	15,109・567

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

T 7 文州 税額表

税務数	合計	平均	%	最多	最少	対比
州 1	8,634	同左	57	8,634	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 1.2 : - : 0 : 1
県 0						②州県 : 鎮場 = 1.2 : 1
鎮 1	32	同左	0	32	同左	③州 : 県鎮場 = - : -
場 2	6,441	3,220	43	6,134	307	④州 : 県 = - : --
計 4	15,107	3,776		計差	2貫	⑤県 : 鎮場 = - : -
州 県 1	8,634	同左	57	州	0.6	⑥鎮 : 場 = 0 : 1
鎮 場 3	6,473	2,157	43	県	0.9	⑦旧務 : 新務 = 6 : 4
				鎮	0.9	⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.5
						⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.8
						⑩増額率 = - 43%
						旧税 26,598 旧務数 6 旧税平均 4,433

T 7 文州 稅務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮							
									鄉 鎮 比 率							
旧	—		83		50	16	66	-33	州							
新	—		75						縣最高	55						
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	55						
旧	0	0	5	1	3	1	-2	0	鄉	鎮						
新	0	0	3	1	郭 下 縣 務				數	數						
旧 務 合 計			6		旧		新		9	5						
新 務 合 計			4		0		0		計	14						
備 考	機 関	寨9, 水銀務1, 計10							置務數	0						
	年 代	?							置務率	0						

T 7 文州 格中下 地理表 (主戸11,535 客戸573 計12,108 貢 霽香)

格 県	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
中下 曲水	郭下	9	5	55	寨9 務1	扶州・永定・宕由・南路・ 方維鎮 重石・毗谷・張添・ 磨蓬・留券・羅移・思林・ 戊門・特波寨 水銀務	東維水	1
計 1		9	5	55	10	土產	羚羊角, 霽香, 紅花, 白蜜, 甘子, 雄黃, 布, 羌活, 犀, 香, 獐子	11種

T 7 文州 県変遷図

年代	外 県	郭 下
太平興國中	ナ シ	曲 水
旧額設定		○
熙寧10年 1077		○

(2) 税 務

文州の太平興國中の管県は、宋版寰宇記134に、「元領県二。今一。曲水」とみえ、郭下の曲水県のみで、外県はない。九域志8・置廢は元豐までの県鎮の変化を記していない。地理志・その他の書も同じであり、文州の県は変化（置廢・割出・割入・改名）しなかった。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、新旧両時代を通じて外県がなかったので、新旧の県置務率はない。旧6務は、州県務1（在城）・鎮場5であり、旧鎮場率（5 ÷ 6）は、83%になる。新4務は、州県務1（在城）・鎮場3であり、新鎮場率（3 ÷ 4）は、75%になる。

次に旧6務のうち、新務表にみえないのは、水口・安昌・賈穂など3務である。図によれば、他州軍への割出は行われていないので、それら3務は廃された。廃務率（3 ÷ 6）は、50%になる。新4務のうち、旧務表にみえないのは保安務である。他州軍からの割入は図にみえないので、同務は新設務であり、新設率（1 ÷ 6）は、16%になる。なお移管務はない。

廃務3・新設1・移管0であり、実質増減は2務減になる。税務変動率（(3 + 1) ÷ 6）は66%，名目増減率（(4 - 6) ÷ 6）は33%減になる。

次に地理表の文州の郷9、鎮5であり、州の郷鎮比率（5 ÷ 9）は、55%になる。1県のみであり、県の郷鎮比率は州の郷鎮比率に同である。また1県のみで

あるので、郷鎮の数は各9郷・5鎮であり、平均は各9.0郷、5.0鎮になる。全5鎮中の扶州鎮のみが新務表にみえるので、鎮置務率（1÷5）は、20%になる。なお地理表に寨9・水銀務1がみえるが、新務表には徴されない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

8 興州

(1) 商税統計表

興州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及長舉二務

歳 79,130 ·

新務表

熙寧十年

在 城	T8	33,115 · 653
長 擧 場(県)	R1	2,358 · 159
計	2務	35,473 · 812

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に長拳場は、地理表に長拳鎮がみえないので、長拳県務と思われる。分類はRとして論を進める。

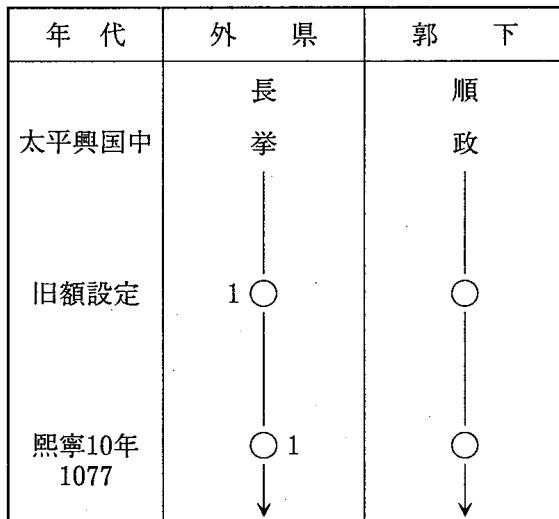
T 8 興州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	33,115	同左 93	33,115	同左	①州：県：鎮：場 = 14.0 : 1 : - : - ②州県：鎮場 = - : - ③州：県鎮場 = - : - ④州：県 = 14.0 : 1 ⑤県：鎮場 = - : - ⑥鎮：場 = - : - ⑦旧務：新務 = 2 : 2 ⑧旧税：新税 = 1 : 0.4 ⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 0.4 ⑩増額率 = - 55 %
県 1	2,358	同左 7	2,358	同左	
鎮 0					
場 0					
計 2	35,473	17,736	計差	0貫	
州 県			州	0.6	
鎮 場			県	0.1	
県鎮場					旧税 79,130 旧務数 2 旧税平均 39,565

T 8 興州 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	税 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮	
									鄉 鎮 比 率	
旧	100		0		0	0	0	0	州	20
新	100		0						県最高	28
	縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	鎮 置 務 率	0
旧	1	1	0	2	0	0	0	0	縣最低	0
新	1	1	0	2	郭 下 縣 務				鄉 數	鎮 數
旧 務 合 計			2		旧		新		10	2
新 務 合 計			2		0		0		計	12
									鄉 數	鎮 數
									3	0
									7	2
									5.0	1.0
									置務數	
									0	
									置務率	
									0	

T 8 興州 縢変遷図



(2) 稅 務

興州の太平興國中の管県は、宋版寰宇記135に、「元領県三。今二。順政・長舉」とみえ、郭下の順政県及び外県1である。九域志8・置廢は、元豐までの県鎮の変化を記していない。他書も同じであり、興州の県に変化はなかった。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県・新外県は同じで、長拳県のみである。旧務表・新務表に長拳がみえるので、新旧の県置務率は100%である。旧2務・新2務は、ともに州県務のみで、鎮場を含まず、新旧の鎮場率はともに0%である。また変化がないので、廢務・新設・移管・実質増減などはすべて0であり、諸比率は0%になる。

次に地理表の興州の郷は10郷、鎮2であり、州の郷鎮比率（2÷10）は、20%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高28%，最低0%である。次に2県中の郷最多は7郷、最少3郷であり、平均は5.0郷になる。鎮の最多は2鎮、無鎮の県1で、平均は1.0鎮になる。全2鎮であるが、新務表にみえず、鎮置務率は0%である。なお地理表に青銅場がみえるが、新務表には徴されない。以上の諸数値を

税務表に整理して示す。

9 蓬州

(1) 商税統計表

蓬州の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

30,651 ·

新務表

熙寧十年

在	城	T9	4,686 · 913	
儀	隴	県	R1	929 · 878 ①稿, ※
營	山	県	R2	642 · 456
伏	虞	県	R3	552 · 672 ②稿, ※
計		4務	6,811 · 919	

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめた。

T9 蓬州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	4,686	同左 69	4,686	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 2.2 : 1 : - : -
県 3	2,123	707 31	929	552	②州県 : 鎮場 = - : -
鎮 0					③州 : 県鎮場 = - : -
場 0					④州 : 県 = 2.2 : 1
計 4	6,809	1,702	計差	2貫	⑤県 : 鎮場 = - : -
州 県			州	0.9	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場			県	2.0	⑦旧務 : 新務 = 1 : 4
県鎮場					⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.2
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.05
					⑩増額率 = - 77 %
					旧税 30,651 旧務数 1 旧税平均 30,651

T 9 蓬州 稅務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		鎮 置 務 率						
	舊	0	0		0	300	300		鄉 鎮 比 率	州	147						
新	100		0						縣最高	166	0						
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	125							
舊	5	0	0	1	0	3	3	0	鄉	鎮	置 務 鎮 數						
新	3	3	0	4	郭 下 縣 務				21	31	0						
旧 務 合 計			1		旧		新		計	52							
新 務 合 計			4		0		0		鄉	鎮	最少						
									3	5	最多						
									5.2	7.7	平均						
備 考	機 関	ナシ							置務数	—							
	年代	?							置務率	—							

T 9 蓬州 格下 地理表 (主戸15,212 客戸20,596 計35,808 貢 総絲綾, 縱紬)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計
中 蓬池	郭下	4	5	125	0	永安・長樂・新豊・古城・龍運鎮		0
中 儀龍	西 90	3	5	166	0	唐清・流江・來蘇・樂安・陵山鎮	流江	1
中 營山	南 60	9	13	144	0	風竇・長寧・石門・榮山・白塗・普安・蓬山・古樓・道水・土門・思營・龍謁・扶路鎮	嘉陵江	1
中下 伏虞	東北 85	5	8	160	0	南市・竹山・龍定・大羅・龍謀・古・立山・良山鎮	宣漢水	1
計 4		21	31	147	0	土產 不記 (山高水險。不生藥物)		

T 9 蓬州 県変遷図

年代	外 県					郭下
	蓬山	朗池	朗山	伏虞	儀隴	
太平興国中						
大中祥符5年 1012		① 嘗山 改名				
旧額設定	1×	2×	3×	4×	5×	○
熙寧3年 1070		② →		③ →		
5年						
10年		○ 3		○ 2	○ 1	○

(2) 税務

蓬州の太平興国中の管県は、寰宇記139に、「元領県七。今六。蓬池・良山・儀隴・伏虞・朗池」とみえ、郭下の蓬池県及び外県5である。九域志8・置廢に、次の2条がみえる。

①大中祥符五年。改朗池県爲營山。(事実19、郎山)

②熙寧三年。省蓬山県爲鎮入營山。良山県爲鎮入伏虞。

①は朗池→營山の改名を記す。②は蓬山の鎮への降格と營山県への併入、及び良山県の鎮への降格と伏虞県への併入を伝える。しかし良山県の伏虞県への併入を廣記・紀勝・地理志・方域・事実などは、ともに5年とする。

③熙寧五年。省良山県爲鎮入焉。(地理志5・伏虞県)

天宝元年。更名良山。中略。皇朝熙寧五年省入。(廣記32・伏虞県)

國朝會要云。熙寧五年。省良山県來属。(紀勝188・伏虞県)

(蓬州) 伏虞県良山鎮。(熙寧) 五年廢県置。(方域 12-16)

よって良山の伏虞への併入は熙寧5年として論を進める。以上の記述を県変遷図に示す。

図によると旧外県は、蓬山・當山(旧朗池)・朗(良)山・伏虞・儀隴など5県である。旧務表には在城のみがみえるので、旧置務率は0%である。図によると新外県は、儀隴・伏虞・當山など3県であるが、いずれも新務表にみえるので、新置務率は100%になる。旧1務は在城務で、鎮場は含まれない。したがって旧鎮場率は0%になる。新4務は州県務のみで、やはり鎮場が含まれず、新鎮場率も0%である。

次に旧1務の在城は、新務表にみえるので、廢務0、廢務率0%である。新4務のうち、儀隴・當山・伏虞など3県務は他州軍から割入された県ではないので、新務である。新設率($3 \div 1$)は、300%になる。廢務0、新設3、移管0であり、実質増減は3務増になる。また税務変動率($(0 + 3) \div 1$)は300%で、名目増減率($(4 - 1) \div 1$)は300%増になる。

次に地理表の蓬州の郷21、鎮31であり、州の郷鎮比率($31 \div 21$)は、147%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高166、最低125%である。次に4県中の郷最多は9郷、最少3郷であり、平均は5.2郷になる。鎮の最多は13鎮、最少は5鎮であり、平均は7.7鎮になる。全31鎮と多いが、新旧税務表に1鎮もみえず、治安鎮であったと思われる。鎮置務率は0%である。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

10 龍州

(1) 商税統計表

龍州の旧務表・新務表は、次の如くである。なお統計資料原文は龍州を隴州とするが誤りである。

旧務表

旧。在城及清川二務

歳

16,292 ·

新務表

熙寧十年

在	城	T10	14,527 · 026
清	川	R1	5,407 · 321
計		2務	19,934 · 347

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。

T10龍州 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	14,527	同左 73	14,527	同左	①州：県：鎮：場 = 2.6 : 1 : - : -
県 1	5,407	同左 27	5,407	同左	②州県：鎮場 = - : -
鎮 0					③州：県鎮場 = - : -
場 0					④州：県 = 2.6 : 1
計 2	19,934	9,967	計差	0貫	⑤県：鎮場 = - : -
州 県			州	0.0	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場			県	0.3	⑦旧務：新務 = 2 : 2
県鎮場					⑧旧税：新税 = 1 : 1.2
					⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 1.2
					⑩増額率 = 22%
					旧税 16,292 旧務数 2 旧税平均 8,146

T 10 龍州 稅務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮					
	鄉	鎮	鄉	鎮					鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率				
旧	100		0		0	0	0	0	州	33				
新	100		0						縣最高	40				
	縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	0			
旧	1	1	0	2	0	0	0	0	0	鄉	鎮			
新	1	1	0	2	郭 下 縣 務				數	數				
旧 務 合 計			2		旧		新		6	2				
新 務 合 計			2		0		0		計	8				
備 考		寨1							置務數	0				
		年代	?							置務率	0			

T 10 龍州 格下 地理表 (主戸3,796 客戸11,426 計15,222 貢 麵金, 犝羊角, 天雄)

格 縣	距 離	鄉	鎮	%	その他	備 考	水 系	計	2
中 江油	郭下	5	2	40	寨1	江油溪・都竹鎮 乾陂寨	涪江		1
下 清川	北 70	1	0	0	0		清川		1
計 2		6	2	33	1	土產 麩金, 犝羊角, 葛粉, 附子		4種	

T 10 龍州 県変遷図

年 代	外 県	郭 下
太平興國中	清 川	江 曲
旧額設定	1 ○	○
熙寧10年 1077	○ 1	○

(2) 税 務

龍州の太平興國中の管県は、寰宇記84に、「元領県二。江曲・清川」とみえ、郭下の江曲県及び外県1である。九域志8・置廢は、元豊までの県変化を記さない。他書も同じで、龍州に県の変化はなかった。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、新旧の外県は同じで、清川県のみである。新旧両税務表に清川県がみえ、新旧の県置務率は100%である。また旧2務・新2務は同じであり，在城・清川県の両務である。鎮場は含まれず、新旧の鎮場率は0%である。また廢務・新設・移管・実質増減などはすべて0であり、諸比率は0%になる。

次に地理表の龍州の郷6、鎮2であり、州の郷鎮比率(2 ÷ 6)は、33%になる。各県の郷鎮比率をみると、最高40%，最低0%である。次に2県中の郷最多は5郷、最少1郷であり、平均は3.0郷になる。鎮の最多は2鎮、無鎮の県1で、平均は1.0鎮になる。全2鎮であるが、新務表にみえず、鎮置務率は0%である。なお地理表に寨1がみえるが、新務表には徵されない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

11 三泉県

(1) 商税統計表

三泉県は京師直隸の県だったので、商税統計資料も州軍なみの取扱いになつてゐる。以下州として論を進める。同県の旧務表・新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及西縣二務
①
歳 121,500 ·

①本文参照

新務表

熙寧十年

在	城	T11	28,586 · 133
金	牛	S1	8 · 138
青	鳥	S2	6 · 197
計		3務	28,600 · 468

以上の旧務表・新務表の税額を税額表にまとめる。次に①の西縣は、T1 興元府旧務表にもみえる。したがつて西縣は興元府旧務表・三泉県旧務表の両表に記されているので、旧額設定年が、興元府と三泉県とで相違することになる。西縣は三泉県変遷図によれば、至道3年に興元府に割入されているので、三泉県旧額設定は至道3年前であり、興元府のそれは至道3年以後となる。一般に慶曆の初頃に旧額設定はなされているので、三泉県の至道3年前の旧額設定は問題である。割出年代に誤りは考えられない⁽¹⁾ので、三泉県旧務表の西縣記載は誤り（衍入）である可能性が高い。勿論三泉県が直隸であったため、特別に至道2年（西縣は同年の大安軍建置に伴つて割入され、3年の廃軍にともなつて興元府に返還）の旧額が適用されたという解釈もできる。しかし旧額は熙寧十年まで徴された税額であつて、西縣は興元府に至道3年以後所属し、府の旧務表にも記されている。一般的に旧額設定資料は英宗朝の慶曆初期に集中し、かつ真宗朝にさかのぼる資料はない。

太宗朝の至道2年は旧額設定年代として考えられない。以下では三泉県の旧務表の西県は衍入として取扱う。したがって旧務数は、在城務のみである⁽²⁾。

T 11 三泉県 税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対比
州 1	28,586	同左 100	28,586	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = - : - : - : -
県 0					②州県 : 鎮場 = 2041.8 : 1
鎮 2	14	7 0	8	6	③州 : 県鎮場 = - : -
場 0					④州 : 県 = - : -
計 3	28,600	9,533	計差	0 貫	⑤県 : 鎮場 = - : -
州 県			州	0.1	⑥鎮 : 場 = - : -
鎮 場			鎮	0.3	⑦旧務 : 新務 = 2 : 3
県鎮場					⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.2
					⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.07
					⑩増額率 = - 76%
					旧税 121,500 旧務数 1 旧税平均 121,500

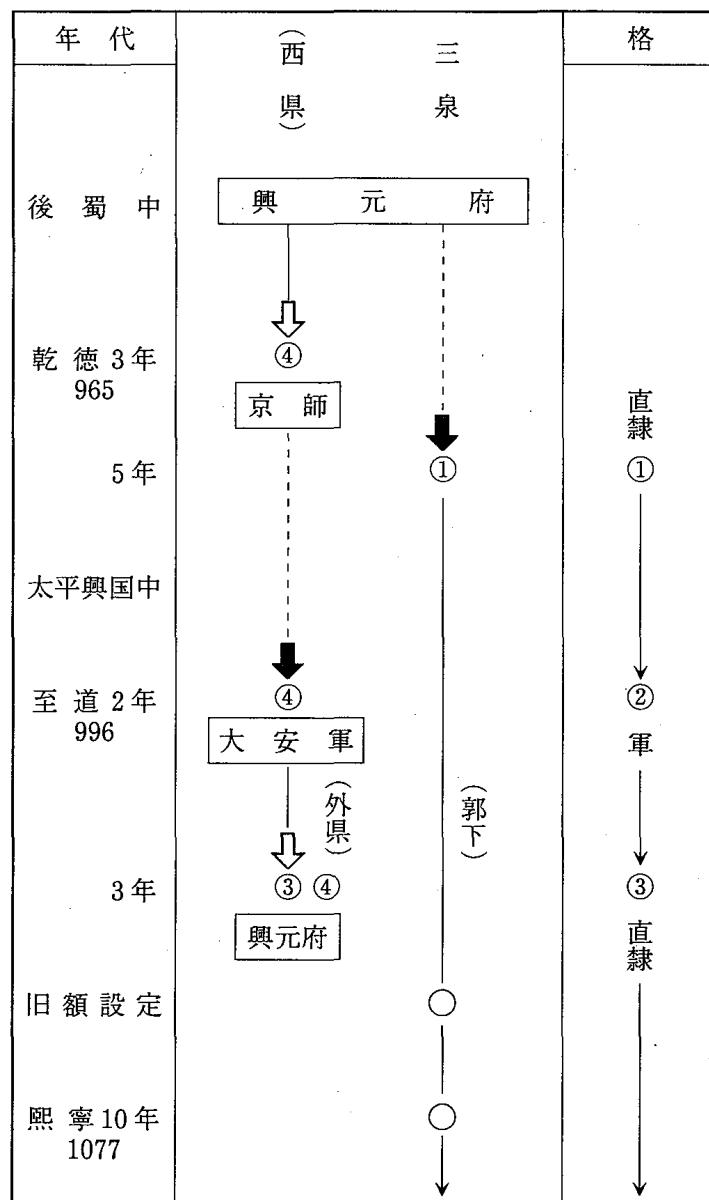
T 11 三泉県 税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮		鎮 置 務 率				
	舊	—	—	0					鄉 鎮 比 率	—					
新	—	—	—	66	0	200	200	200	州	50	100				
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最高	50					
舊	0	0	0	1	0	2	2	0	縣最低	50					
新	0	0	2	1	郭 下 縿 務				鄉	鎮	置 務 鎮 數				
旧務合計			1		旧		新		4	2	2				
新務合計			3		0		0		計	6					
備 考	機 関	ナシ							置務数	—	最少				
	年代	?							置務率	—					

T11三泉県 格中 地理表 (主戸3,337 客戸2,977 計6,314 貢 不記)

格	県	距 離	郷	鎮	%	その他の	備 考	水 系	計 1
中	三泉		4	2	50	0	金牛, 青鳥鎮	嘉陵江	1
計	1		4	2	50	0	土産	不記	

T11三泉県 県変遷図



(2) 税務

三泉県は直隸の県で、一時大安軍が置かれ、外県を管した。その時以外は外県がなかった。九域志8・三泉県の注に、次の3条がみえる。

- ①（唐隸興元府）皇朝乾徳五年。以県直隸京師。
- ②至道二年。建爲大安軍。仍興元府西県隸焉。
- ③三年。廢軍爲縣。以西縣還舊隸。

①は興元府三泉県が直隸県とされたことを記し⁽³⁾、②は同県への大安軍建置に伴い、興元府西県が割入されたことを伝え、③は同軍の廃止と西県の興元府への返還（還舊隸）を記す。いうまでもなく、三泉県は直隸県とされ、他州軍に属しなかった。

以上の記述のうち、問題となるのは②の記述で、西県が至道2年に興元府から大安軍に割出されたとする記述である。T1 興元府の論述すでに指摘したが、西県は乾徳3年に興元府属県から京師直隸県とせられた。方域7-8にも次のように記す。

④興元府西県。乾徳三年。以県直隸京師。至道二年。隸大安軍。三年軍廃還隸。
 ③の「還舊隸」及び上記④の「還隸」は、乾徳3年前の西県所属の興元府への返還を意味している。②はとらないことにする。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、至道2年に大安軍が三泉県に置かれて郭下県となり、外県として西県を有した。しかし旧額設定及び熙寧十年に外県0であるため新旧の置務率はない。旧1務は先に述べておいたように在城のみであり、鎮場は含まれていない。したがって旧鎮場率は0%である。新3務は在城1・鎮2であり、鎮場率（2÷3）は、66%になる。

次に旧1務は、新務表にみえるので、廢務はなく、廢務率0%である。新3務のうち、金牛・青鳥の2務は旧務表にみえない。旧額設定後に他州軍からの割入はないので、両務は新設務であり、新設率（2÷1）は、200%になる。なお移

管務はない。

廢務 0・新設 2・移管 0 であり、実質増減は 2 務増になる。また税務変動率 $((0 + 2) \div 1)$ は 200% で、名目増減率 $((3 - 1) \div 1)$ は 200 増になる。

次に地理表の三泉県の郷 4、鎮 2 であるので、郷鎮比率 $(2 \div 4)$ は、50% になる。郷の最多・最少・平均は 5 郷、鎮の最多・最少・平均は 2 鎮となる。次に全 2 鎮であり、両鎮ともに新務表にみえ、鎮置務率は 100% である。なお地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を税務表に整理して示す。

注

- (1) 広記32・三泉県に、「皇朝乾徳五年。以県直隸京師。至道二年。昇大安軍。以興元府西県属焉。三年軍廢。復爲縣而西縣還故屬。云々」とみえ、広記も西縣の割入を至道 2 年、興元府への返還（故属）を至道 3 年とする。ただし西縣は至道 2 年前は京師直隸県で、興元府に属していなかった。このことは T1 興元府の論述で、宋版寰宇記の資料により指摘した。また本文であげた方域 7-8 にも、西縣が乾徳 3 年～至道元年の間に京師直隸であったことを伝える。
- (2) 郭正忠書では旧務を「二」とし、訂正していない。また興元府の旧務も「三」としている。（同書 190 頁）
- (3) 三泉県が京師直隸とされた理由は、宋版寰宇記133・興元府・三泉県に、「皇朝平蜀後。以此県路當津要。申奏公事直属朝廷」とみえ、三泉県の路が津要に当っていたことである。

12 集州

(1) 商税統計表

集州は熙寧 5 年に廃され、T6 巴州に割入されたので、熙寧 10 年の新額はない。旧集州管域における商業活動の変動・格差を知るため、旧域の税務を巴州新務表から拾い、旧域新務表に示す。集州の旧務表・旧域新務表は、次の如くである。

旧務表

旧。在城及永城・清化・塗輪・厥坡・大牟・盤道七場

歳

11,827 ·

旧域新務表

熙寧十年

難 江 県	R4	3,009 · 103	①記号は T6 巴州の新務表と同じ
清 化 鎮	S1	171 · 523	
計	2務	3,180 · 626	

以上の旧務表・旧域新務表の税額を税額表に整理して示す。なお巴州の他の税務は、すべて巴州の旧からの属県の税務であり、旧集州管域の税務は、上記の2務のみである。

T 12集州 旧域税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 1	3,009	同左 95	3,009	同左	①州 : 県 : 鎮 : 場 = 17.5 : - : 1 : - ②州 県 : 鎮 場 = - : -
県 0					③州 : 県 鎮 場 = - : -
鎮 1	171	同左 5	171	同左	④州 : 県 = - : - ⑤県 : 鎮 場 = - : -
場 0					⑥鎮 : 場 = - : -
計 2	3,180	1,585	計差	0貫	⑦旧務 : 新務 = 7 : 2 ⑧旧税 : 新税 = 1 : 0.2 ⑨旧税平均 : 新税平均 = 1 : 0.9 ⑩増額率 = - 73 %
州 県			州	0.1	旧税 11,827 旧務数 7 旧税平均 1,689
鎮 場			鎮	0.5	
県 鎮 場					

T 12 集州 旧域税務表

比 率	県 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮							
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率														
旧	100		71		71	0	71	-71	州	14						
新	—		50						縣最高	14						
縣 鎮 ・ 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	14						
旧	1	1	5	2	5	0	-5	0	鄉	鎮						
新	0	—	1	1	郭 下 縣 務				數	數						
旧 務 合 計			7		旧		新		7	2						
新 務 合 計			2		0		0		計	9						
備 考	機 関 年 代	ナシ							置務數	—						
		?							置務率	—						

T 12 集州 旧域地理表 (主戸2,713 客戸3,235 計5,948)

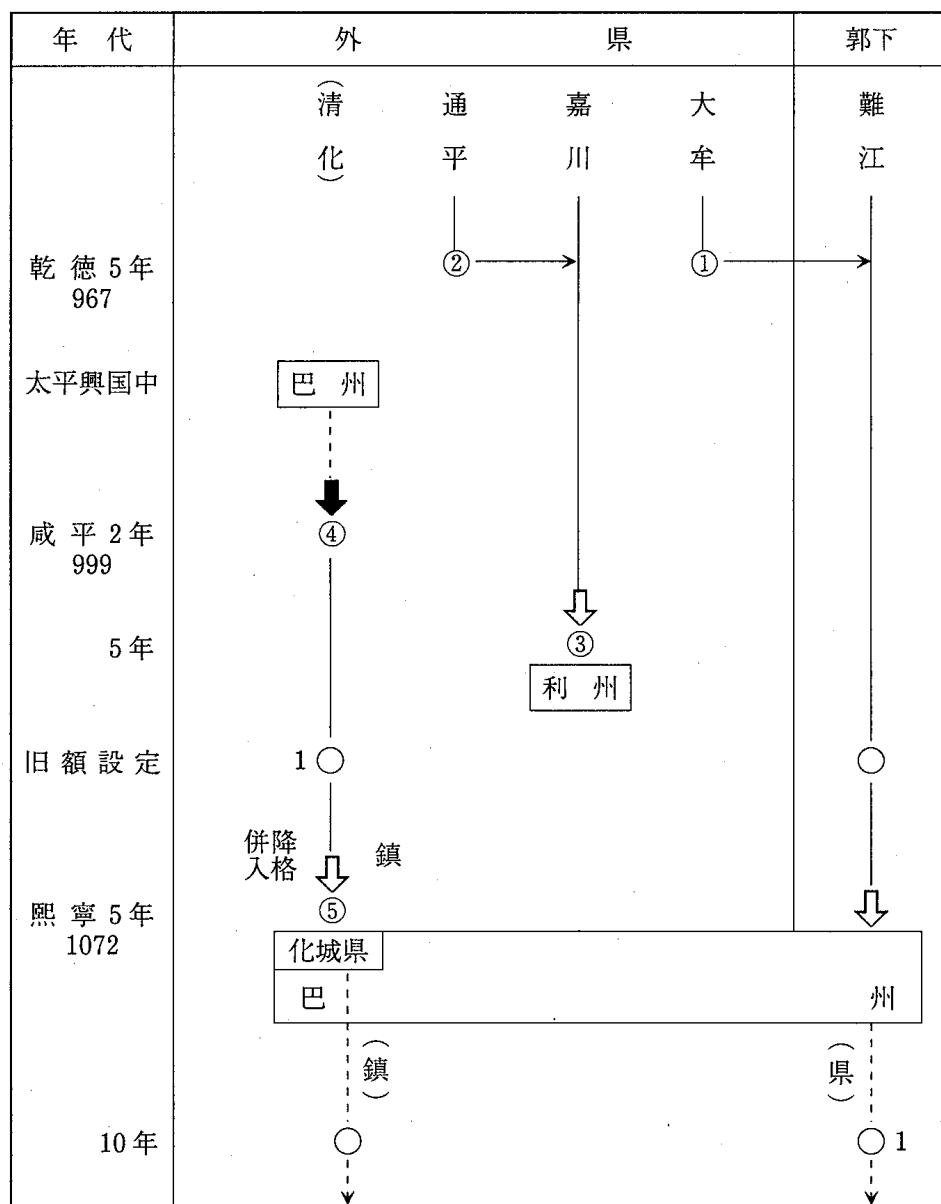
格 県	距 離	鄉	鎮	%	その他の	備 考	水 系	計	1
上 難江	郭下	7	2	28	0	塗輪鎮, 清川鎮(化城県)	難江		1
計		7	2	28	0	土産	小絹, 薬子, 蜜, 蟻		4種

注 (1) 格・郷・鎮・水系は九域志8の巴州による。但し清化鎮は(3)を参照。

(2) 戸・距離・土産は寰宇記140による。

(3) 旧額設定後の集州の県は難江県と清化県のみであるが、清化県は鎮に降格され、巴州化城県に併入された。化城県は集州の旧域に属さないが、清化鎮は旧域に属す。

T 12 集州 県変遷図



(2) 税務

集州の太平興国中の管県は、寰宇記140に、「元領県四。今二。難江・嘉川」とみえ、郭下の難江県及び外県1である。また同じく集州の難江県・嘉川県に、次の2条がみえる。

①廢大牟県。在州西南一百一十里。中略。皇朝乾徳五年。併入難江県。

②廢通平県。在州西一百一十里。中略。皇朝乾徳五年。併入嘉川県。

①は大牟県、②は通平県が各難江・嘉川の両県へ併入されたことを記す。

次に九域志 8・利州・置廢に、次の 1 条がみえる。

③咸平五年。以集州嘉川県隸州。

③は咸平 5 年に嘉川県が利州に併入されたことを記す。また九域志 8・巴州・置廢に、次の 2 条がみえる。

④咸平二年。以清化県隸集州。

⑤（熙寧五年）廢集州。以難江県隸州。仍省清化県爲鎮入化城。

④は巴州清化県の集州への割入、⑤は集州廃止と郭下の難江県の巴州への割出、及び外県の清化県の降格と巴州化城県への併入を記す。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は清化県であり、旧務表にみえるので、旧置務率は 100% である。旧域の県は難江県のみであり、旧域新務表にみえるので、旧域県置務率は 100% である。旧 7 務は、州県務 2・鎮場 5 であり、旧鎮場率 ($5 \div 7$) は、71 % になる。旧域新 2 務は、州県務 1・鎮場 1 であり、旧域新鎮場率 ($1 \div 2$) は、50% になる。

次に旧 7 務のうち旧域新務表にみえないのは、永城・塗輪・厥坡・大牟・盤道など 5 務であり、これら 6 務は廢された。廢務率 ($5 \div 7$) は、71% になる。旧域新務表の 2 務（難江県=旧在城、清化鎮）は旧務表にみえるので、新設務はない。新設率は 0 % である。なお旧域に移管された税務はない。

廢務 5・新設 0・移管 0 であり、実質増減は 5 務減になる。税務変動率 ($(5 + 0) \div 7$) は 71% で、名目増減率 ($(2 - 7) \div 7$) は 71% 減になる。

次に旧域地理表の郷 7、鎮 2 であり、郷鎮比率 ($2 \div 7$) は、すべて 28% である。郷の最多・最少・平均は 7 郷、鎮の最多・最少・平均は 2 鎮である。次に全 2 鎮で、清化鎮が旧域新務表にみえるので、鎮置務率 ($1 \div 2$) は、50% になる。なお旧域地理表に他の機関はみえない。以上の数値を旧域税務表に整理して示す。

13 璧州

(1) 商税統計表

璧州は熙寧5年に廢され、T6巴州に割入されたので、熙寧10年の新額はない。旧額設定後の旧璧州管域における商業活動の変動・格差を知るため、旧域の税務を巴州新務表から拾い、旧域新務表に示す。璧州の旧務表・旧域新務表は次の如くである。

旧務表

旧。在城一務

歳

25,726 ·

旧域新務表

通江県	R3	4,878 · 489	①記号は、T6巴州新務表記に同じ
計	^① 務	4,878 · 489	

以上の旧務表・旧域新務表を税額表にまとめる。なお巴州新務表の税務の所属県は、全務明らかであり、旧璧州管域における税務は、上に示した通江県務のみである。

T 13璧州 旧域税額表

税務数	合計	平均 %	最多	最少	対 比
州 0					①州：県：鎮：場 = - : - : - : -
県 1	4,878	同左 100	4,878	同左	②州県：鎮場 = - : 1
鎮 0					③州：県鎮場 = - : -
場 0					④州：県 = - : -
計 1	4,878	同左	計差	0貫	⑤県：鎮場 = - : -
州 県			州	-	⑥鎮：場 = - : -
鎮 場			県	0.4	⑦旧務：新務 = 1 : 1
県鎮場					⑧旧税：新税 = 1 : 0.1
					⑨旧税平均：新税平均 = 1 : 0.1
					⑩増額率 = - 81%
					旧税 25,726 旧務数 1 旧税平均 25,726

T 13 壱州 稅務表

比 率	縣 置 務 率		鎮 場 率		廢 務 率	新 設 率	稅 務 變 動 率	名 目 增 減 率	鄉 鎮							
	鄉 鎮 比 率	鎮 置 務 率														
旧	0		0		0	0	0	0	州	12						
新	100		0						縣最高	12						
縣 鎮 · 稅 務	外 縣 數	置 務 縣 數	鎮 場 數	州 縣 務 數	廢 務 數	新 設 數	實 質 增 減	移 管 務 數	縣最低	12						
旧	1	0	0	1	0	0	0	0	鄉	鎮						
新	1	1	0	1	郭 下 縢 務				數	數						
旧 務 合 計			1		旧		新		16	2						
新 務 合 計			1		0		0		計	18						
備 考	機 関	ナシ							置務數	—						
	年代	?							置務率	—						

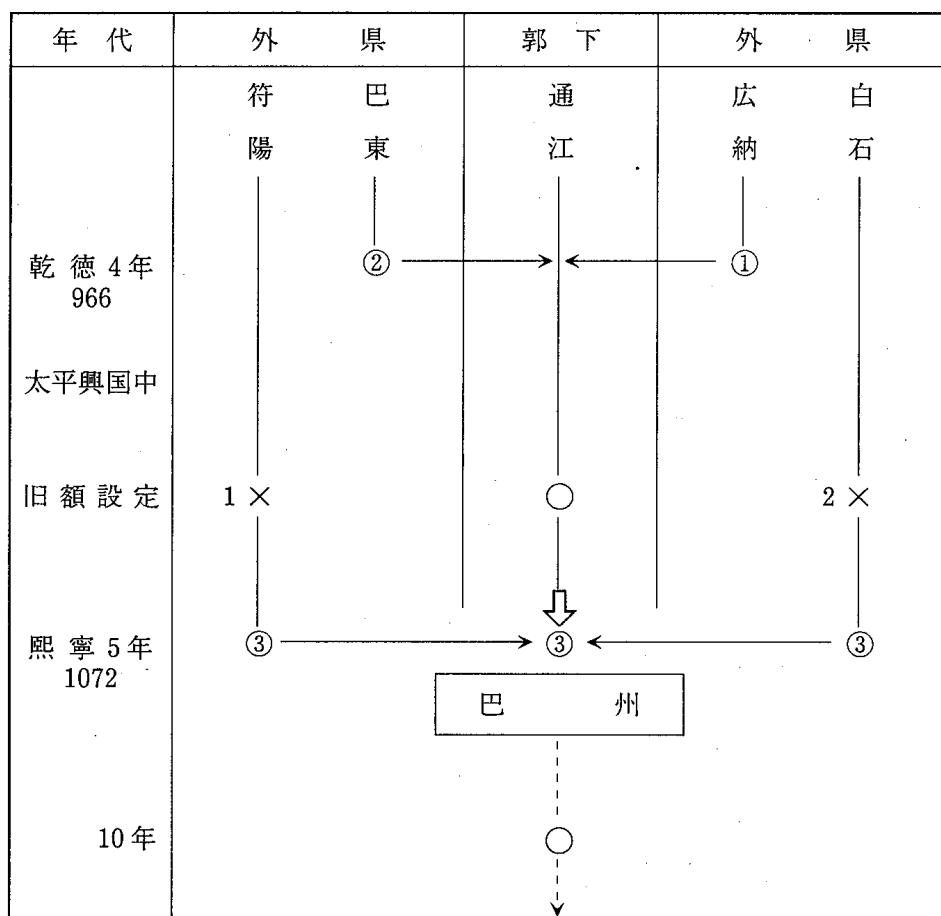
T 13 壱州 旧域地理表 (主戸 719 客戸 2,137 計 2,856)

格 県	距 離	郷	鎮	%	その他	備 考	水 系	計 1
下 通江	郭下	16	2	12	0	廣納・消溪鎮	諾水	1
計 1		16	2	12	0	土産	麻布, 絲布, 綿, 紬, 蠟, 馬鞭	6種

注 (1) 格・郷・鎮・水系は九域志8・巴州・通江県による。

(2) 戸・土産・距離は寰宇記140・壹州による。

T 13 壁州 県変遷図



(2) 税 务

壁州の太平興国中の管県は、寰宇記140に、「元領県五。今三。通江・白石・符陽」とみえ、郭下の通江県及び外県2である。同じく通江県に次の2条がみえる。

①廢廣納縣。在州南五十里。中略。皇朝乾德四年。併入通江。

②廢巴東縣。在州東一百四十里。中略。皇朝乾德四年。併入通江。

①②によれば、郭下の通江県に、広納・巴東2県が併入されたことを伝える。九域志8・巴州・置廢に、次の1条がみえる。

③(熙寧五年)又廢壁州。省白石・符陽二県入通江県隸州。

③は熙寧5年に壁州が廢され、これにともなって白石・符陽の外県を郭下県の通

江県に併入し、この通江県を巴州に割出したことを伝える。以上の記述を県変遷図に示す。

図によれば、旧外県は符陽・白石2県である。旧務表には、在城務しかなく、旧置務率は0%である。旧域新務表に通江県がみえるので、旧域の新置務率は100%になる。旧務表・旧域新務表には、鎮場がみえないので、新旧の鎮場率は0%である。

次に旧1務の在城務は、旧域税務表の通江県務に同じであるので変化はなかった。したがって廢務・新設・移管・実質増減などはすべて0で、諸比率は0%である。

次に旧域地理表の璧州の県は通江県のみで、郷16、鎮2であり、旧域の郷鎮比率($2 \div 16$)は、全て12%である。郷の最多・最少・平均は16郷、鎮の最多・最少・平均は2鎮である。次に全2鎮であるが、旧域新務表にみえないので、鎮置務率は0%である。なお旧域地理表に他の機関はみえない。以上の諸数値を旧域税務表に整理して示す。

商税統計資料一覧表

①・②…は、本文の旧務表・新務表の欄外注の番号と一致する。

利州路	T	(鉄錢区)	歳		150,165
興元府	T1		熙寧十年		
旧在城及城固・西県三務 ①			在城	T4	25,741・512
歳		426,146・	南部県	R1	23・080
熙寧十年			新井県	R2	149・611
在城	T1	54,967・600	蒼溪県	R3	128・811
城固県	R1	6,293・211	①西水県	R4	50・964
褒城県	R2	9,711・102	新政県	R5	72・039
西県	R3	14,904・863	奉國県	R6	66・251 ②
圓融橋 ②	S1	1,565・413	劍州	T5	
利州	T2		旧在城及梓潼・武連・劍門・陰平・普成・臨津 七務 ① ②		
旧在城及葭萌・昭化県三務			歳		106,204・
歳		134,563・	熙寧十年		
熙寧十年			在城	T5	18,594・500
在城	T2	43,051・702	梓潼県	R1	18,514・512
葭萌県	R1	1,531・831	陰平県	R2	4,743・533
嘉川県 ① ②	R2	1,906・269	武連県	R3	1,306・060
昭化県	R3	2,450・357	普成県 ③	R4	1,746・188
洋州	T3		普安県	R5	192・685
旧在城及壩水・西鄉・平定・子午・鷄雄・遊仙 少府八務 ①			劍門務(県)	R6	7,948・752
歳		75,022・	巴州	T6	
熙寧十年			旧在城及七盤・恩陽・曾口・其章五務 ① ②		
在城	T3	22,262・316	歳		37,104・
西鄉県	R1	1,398・988	熙寧十年		
鷄雄場 ②	T1	51・874	在城	T6	5,561・945
牛羊場	T2	3,111・464	恩陽県	R1	167・848
閬州	T4		曾口県	R2	296・837
旧在城一務			通江県	R3	4,878・489
			難江県	R4	3,900・103 ③
			清化鎮	S1	171・523 ④

文 州	T7		歲	16,292 ·
① 旧在城及水口・扶州・安昌・縣施・曲水六務 ② 歲		26,598 ·	熙寧十年	
熙寧十年			在城	T10 14,527 · 026
在城	T7	8,634 · 673	清川縣	R1 5,407 · 321
保安務	T1	6,134 · 359	三泉縣	T11
扶州務	S1	32 · 935	旧在城及西縣二務 ② 歲	121,500 ·
曲水塩稅	T2	307 · 600	熙寧十年	
興 州	T8		在城	T11 28,586 · 133
旧在城及長舉二務 歲		79,130 ·	金牛鎮	S1 8 · 138
熙寧十年			青烏鎮	S2 6 · 197
在城	T8	33,115 · 653	集 州	T12
長舉場(縣)	R1	2,358 · 159	旧在城及永城・清化・塗輪・厥坡・大牟・盤道 七場	
蓬 州	T9		歲	11,827 ·
旧在城一務 歲		30,651 ·	今廢爲縣	廢
熙寧十年			璧 州	T13
在城	T9	4,686 · 913	旧在城及一務	
儀隴縣 ① 營山縣	R1	929 · 878	歲	25,726 ·
伏虞縣 ②	R2	642 · 456	今	廢
龍 州	T10	552 · 672		
① 旧在城及清川二務				